

陸前高田市障がい者福祉計画

平成30年度～令和10年度

第7期陸前高田市障がい福祉計画 第3期陸前高田市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

陸前高田市

目 次

第1章	計画策定の背景及び趣旨	… 4
第2章	計画の策定と推進	… 11
第3章	陸前高田市の障がい者の現状と再生及び復興への取組	… 16
第4章	陸前高田市障がい者福祉計画	… 28
第5章	陸前高田市障がい福祉計画 陸前高田市障がい児福祉計画	… 61
資 料		… 110
資料1	障がいに関する法律等について	
資料2	障がいに関する用語等について	
資料3	気仙圏域障がい者自立支援協議会について	
資料4	計画策定のためのワーキンググループについて	
資料5	陸前高田市障がい福祉施策推進協議会委員	

第1章 計画策定の背景及び趣旨

第1 障がい者福祉をめぐる動き

国が、障がいがある人たちに、どんなサービスをしてきたのか、が書かれています。

「障害保健福祉施策」においては、障がいがある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制度が整備されてきたところです。

1 障害者基本法の改正

平成16年6月に障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれました。また、市区町村の「障害者計画」の策定についても、努力義務から義務規定に改められました。

平成21年12月には内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成22年1月から障がい者制度改革に向けた検討が行われることとなりました。また、平成23年3月には障がい者推進会議の第二次意見を踏まえ、障害者基本法の一部を改正する法律案が決定されました。

2 措置制度、支援費制度から障害者自立支援制度へ

平成12年6月には社会福祉事業法が改正され「社会福祉法」が成立し、それに合わせて、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われましたが、この社会福祉基礎構造改革を受けて、障害福祉サービスは、平成15年4月より、障がいの自己決定を尊重するため、それまでの行政が障がいがある人に必要なサービスの内容を決定する「措置制度」から、障がいがある人が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

しかし、ホームヘルプサービス利用者の急激な増加に伴う財政負担の大きさに支援費制度が耐えられなくなったことから、公平化・効率化を図るための「グランドデザイン（案）」が平成16年11月に示され、それを受けて支援費制度に代わる新たな制度である「障害者自立支援法」が平成17年10月に成立し、平成18年4月に施行されました。

障害者自立支援法では、身体障がいや知的障がいに加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいも含めた一元的な制度の確立や、地域生活への移行や就労支援といった課題への対応などをするとともに、障がいがある人が自立した社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるように、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。また、障害者自立支援法では、市町村及び都道府県に対して「障害福祉計画」の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入しました。

こうした中、平成21年9月の連立政権合意において、障害者自立支援法を廃止し、新たな制度を創設することに向けた検討を進めていく中で、平成22年12月に、新法実施までの対応として、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「改正障害者自立支援法」が公布され、利用者負担の見直し、障がいがある人の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実等を経て、利用者応能負担を基本とする総合的な障がい福祉制度となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が平成25年4月から施行されることとなりました。

障害者総合支援法では、障がいがある人に対し社会参加の機会の確保、どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保、地域社会における共生を妨げられないこと及び社会的障壁の除去に資するよう、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がいがある人の範囲の見直しや支援の拡充を行い、「障害福祉計画」については、定期的な調査、分析及び評価を行い、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとしました。

第2 計画策定の趣旨

この計画がなぜ作られたのか、が書かれています。

本市では、自立と共生を基本とした明るいまちづくりの実現に向けた障がい福祉施策の充実と推進のため、平成9年度に「陸前高田市障害者福祉計画」を策定しました。

その後、措置制度から支援費制度への移行による障害福祉サービス利用者の増加や、障がいがある人の多様化するニーズへの取組など新たな課題への対応を盛り込み、平成15年3月には新たに「新・陸前高田市障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

また、平成18年4月には、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、各自治体に「障害福祉計画」の策定が義務づけられ、今後必要となる障がい福祉サービスの基盤整備に係る数値目標が設定されるとともに、その確保のための方策を定め、サービスを提供する体制の確保を計画的に推進することが必須となりました。

このことから、本市においても、障害者自立支援法の理念や国の基本指針を踏まえ、平成19年3月に、平成23年度に向けた障がい福祉サービスの数値目標を設定するとともに、各年度における障害福祉サービスの提供に必要なサービス見込量及びその見込量の確保のための方策を定めた、平成18年度から平成20年度までを計画期間とする「第1期陸前高田市障害福祉計画」を、平成21年3月に、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする「第2期陸前高田市障害福祉計画」を策定し、計画に沿ったサービスの確保に努めてきたところです。

しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災により、「新・陸前高田市障害者福祉計画」を含む本市が所管していた資料が流失してしまいました。また、行政機能もマヒし、障害者福祉計画等を推進する担当課職員が少なくなってしまい、同様に、平成23年度に策定しなければならない「第3期陸前高田市障がい福祉計画」の策定と、「新・陸前高田市障害者福祉計画」の再生ができませんでした。

そういった甚大な被害と多くの犠牲を出した本市は、現在もまだ復興の途中にあり、障がいがある人もまた、震災前の状況を超える困難の中にあります。

震災前の陸前高田市は市全域に福祉施策が行き届いていたとは決して言えない状況でした。それは、身近な場所に様々な事柄を相談できる人がいない事が問題ではなかったのかと考えられます。

また、大津波で被害を受けた地域には、福祉関係はもちろん行政の様々な機能が集中しており、周辺の地域に直接相談できる場所や即応できる場所が以前から存在しなかった事がそもそもの問題ではなかったのかとも考えられます。

そんな中、3か年計画の途中の2年目にあたる平成25年度にやっと「障がい者福祉施策推進協議会」を設置し、障がい者福祉施策検討委員会の下、障がいがある人と関係者による「ワーキンググループ」を立ち上げ、現場からの意見を反映させる試みを始めました。協議の結果、今後必要とされるいくつかの施策の提案に至り、計画期間を平成24年度から平成26年度までとする「陸前高田市障がい者福祉計画」と「第3期陸前高田市障がい福祉計画」を策定しました。それにより、障がい福祉関連施策を計画的に推進していく体制を取り戻すことができました。

その体制を基に、障がいがある人や高齢者等の社会的に弱い立場の人たちが求める「今まで必要と感じていなかった事、知らなかった事」にも改めて目を向け、より充実した環境や仕組み作りを目指す、計画期間を平成27年度から平成29年度までとした「第4期陸前高田市障がい者福祉計画」と「第4期陸前高田市障がい福祉計画」が策定されました。

平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「第5期障がい福祉計画等」及び令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「第6期障がい福祉計画等」の策定にあたっては、第4期計画までに策定された内容を踏まえつつ、復興のまちづくりの工事が進む中心市街地を含めた市内におけるユニバーサルデザイン化を推し進め、より充実した環境や仕組み作りをしていくための施策について検討が行われました。

人口の自然減や災害による人口流出により、ますます本市の高齢化が進んでいるため身近なコミュニティ内で助け合いの重要度が増してきています。

また、浸水域を生活の場に使っていた人々は、災害公営住宅や防災集団移転等による高台の造成地に生活の場を移していることから、そこでの暮らしに対応した福祉施策の執行が求められています。

市民が自ら多岐にわたる問題の数々を一つひとつ見極め、その解決策を一つひとつ探る事を将来に向けて継続して行うことが大切であると考えます。

また、本市にとって最も大切なこと、それは、「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」です。

そこで、この計画では、社会的に弱い立場の人が遠慮や我慢を強いられる事無く、周囲の人と互いに助け合いながら積極的に活動でき、「当たり前」が受容できる環境をつくるために目指す方向を示します。

以上を踏まえ、令和5年3月末に「第6期陸前高田市障がい福祉計画」、「第2期陸前高田市障がい児福祉計画」の期間が満了することから、新たに計画期間を令和6年度から令和8年度までとする「第7期陸前高田市障がい福祉計画」、「第3期陸前高田市障がい児福祉計画」を策定するものです。

第3 計画の基本理念

この計画の目標が書かれています。

「陸前高田市障がい者福祉計画」、「第7期陸前高田市障がい福祉計画」及び「第3期陸前高田市障がい児福祉計画」では、次に掲げる基本理念に基づき、陸前高田市らしい誰もが当たり前で暮らすことのできるまちづくりと、誰もが本市の一市民として自分らしい生き方を実現できる「暮らしのあらゆる面にわたって、共に出会い、互いに育み合える、差別のない共生社会の構築」を目指します。

- 1 誰もが社会に参加し、必要な支援を受け、人間としての尊厳が得られるような共生社会を目指します。また、自己決定が尊重され、自己実現を図ることができる共生社会を目指します。
- 2 いかなる少数意見も尊重し、多様性を認め合い、共生する社会であること、独自の価値観や生活様式を持つことに、互いに誇りをもって、いきいきと生活できるようなまちにします。
- 3 全ての人たちに市民として対等・平等の権利が保障され、社会のあらゆる分野（政治・経済・文化、さらには、教育・就労・医療等）への参加が実現され、幸せを実現できる共生社会の構築を目指します。
- 4 不利益を被っている人たちの社会的不利や社会参加を阻むあらゆる障壁をなくし、物理的な環境や心理的な障壁を積極的に取り除き、地域の学校で学び、地域で働くといった、地域の中で当たり前で生きていくことができる社会を目指します。

第4 計画の骨子

この計画の目標を決めるために考えたことが書かれています。

1 市民の社会的権利の保障と権利擁護

誰もが共に生きる社会をつくるためには、障がいがある人もない人も、一市民としての社会的権利が保障されなければなりません。そのためには、不利益なあつかいや人権侵害を受けたりすることがないように、権利擁護の視点をもって施策の推進や点検をすることが必要です。

2 積極的な地域社会への参加と自己選択・自己決定の尊重

誰もが地域社会の一員として同じ価値と権利を持ち、障がいがある人もない人も、自己決定の権利が尊重される社会を構築することが必要です。

3 生活の質（人生の質・生命の質）の向上

誰もが自立し、社会に参加し、必要な支援を受け、自己実現を図り、人間としての尊厳が保障され、より豊かに、充実感をもって、大切に人生を送りたいと思っています。日々の生活を、安全に、快適に、人間らしく送りたいとも思っています。そのためには、生活環境を整え、社会の中にあるさまざまな資源を利用できるようにすることが必要です。

また、自分の生活や人生を自分自身で組み立てていこうとする意思や、自分なりの好みを持つということが大切です。そのためには、必要な情報を提供し、相手の意思や好み、感情に十分配慮をしながら、合意の上で物事を進めていくことが必要です。

4 全ての人々が自由に出会い、学び、活動できる共生社会の構築

交通機関や建物などの物理的な障壁や、障がい者に対する心理的な障壁、伝達手段の不足による情報面での障壁、その他社会的・制度的な障壁など、あらゆる障壁を取り除き、障がいがある人でもない人でも、全ての人々が、等しく、あらゆる分野で自由に出会い、学び、活動できる共生社会の構築を目指していくことが必要です。

第5 計画が目指そうとするもの

この計画の目標が書かれています。

- 1 「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を目指します。**
 - (1) 社会参加を促進し、誰もが地域の社会資源を利用し、自由に活動し、全ての市民が普通に生きていける共生社会の構築を目指します。
 - (2) 市民・行政・事業者が共同で福祉のまちづくりを推進し、地域の住民活動を活性化して、社会的に支援を必要とする人たちを含めたネットワークを形成します。あわせて、福祉政策の立案や決定に参加できるようにします。
 - (3) 今後想定される災害に備えるため、障がい特性に配慮した対策を講じ、地域で安心して自立生活が送れるように、災害弱者対策を検討し推進します。

- 2 地域生活を支える地域生活支援サービスの充実を図ります。**
 - (1) 乳幼児からご高齢の人まで、地域の援助や支援を受けて生活できるようにします。
 - (2) 24時間対応可能な相談支援と権利擁護体制の確立を目指します。
 - (3) どんな人にも対応できる福祉サービスを提供し、生涯を通じて多様な暮らし方が選択でき、地域生活を支えることができるシステムづくりを目指します。

- 3 豊かな地域生活を保障するために療育・保育・教育・放課後活動・生涯学習の充実を図ります。**
 - (1) 関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を目指します。
 - (2) 関係機関・団体などとの連携による乳幼児期の療育支援を目指します。
 - (3) 就学前の療育や放課後活動への支援を目指します。
 - (4) 学校卒業後の生涯学習環境を整えます。

- 4 働いて喜びを見出すことができるように雇用・就労の充実・拡大を図ります。**
 - (1) 一般就労が困難な障がいがある人に、福祉的就労の場を整備します。
 - (2) 一般就労を希望する障がいがある人のために、一般就労事業者を開拓します。また、一般就労に就いていない障がいがある人には、福祉的就労の場を提供します(就労継続支援、就労移行支援)。
 - (3) 仕事に定着できるようにさまざまな支援を提供します。

- 5 健やかな日々を送ることができるように保健・医療機能の充実を図ります。**
 - (1) 保健・医療、福祉、教育と連携し、環境の整備に努めます。
 - (2) 障がいの原因となる生活習慣病等の早期発見や早期治療を目指します。

第2章 計画の策定と推進

第1 計画の策定

この計画を、作った人たちのことや、どんなことに気をつけて計画をたてたのか、が書かれています。

1 計画の策定体制

「陸前高田市障がい者福祉計画」、「第7期陸前高田市障がい福祉計画」及び「第3期陸前高田市障がい児福祉計画」は、「陸前高田市障がい福祉施策推進協議会」の委員10人を中心に策定をすすめました。また、障がい当事者7人を含む29人のメンバーで構成されるワーキンググループを作り、これからの取組についての意見をいただきました。

2 計画の策定にあたっての留意点

(1) 「障害者」の「害」の表記について

岩手県では、「害」という字の印象の悪さやマイナス的なイメージなどから、法律や制度上の名称、団体名、施設名などで既に「障害」という漢字を使用している言葉以外の言葉については、「障害」という文字を使わずに、「障がい」と表記しています。このため、本計画においても、「障害」と「障がい」の両方を使用しています。

(2) 「障がい」の定義について

「障がい」の定義については、国際的に、本人の機能に着目した医療モデルから、環境との相互作用を重視する社会モデルへの転換が進んでいます。

平成13年に示された国際生活機能分類（ICF）では、障がいを、社会モデルに基づき、「健康状態」「生活機能（心身機能・身体構造、活動、参加）」「背景因子（環境因子、個人因子）」の三層の相互作用として捉えています。

(3) 「障がい」の範囲について

本市の福祉施策で取り扱う「障がい」は、身体障がい（視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、肢体不自由、内部機能障がい）、知的障がい、発達障がい、精神障がい（高次脳機能障がいを含む。）及び難病（厚生労働省が指定した難治性疾患克服研究事業の対象疾患及び関節リウマチ）としております。

(4) 「自立」の概念について

「自立」の概念にはさまざまな解釈があり、広く受け入れられている統一的な定義は定着していません。こうしたことから、本計画では、身辺的援助や経済的援助を受けているかということや他者からの援助を必要とするかどうかということによって判断するのではなく、自分の生き方を自分の意思により選択・決定し、社会の一員として生活していくことを「自立」と表現します。

第2 計画の公表

この計画の発表のしかたが書かれています。

「陸前高田市障がい者福祉計画」、「第7期陸前高田市障がい福祉計画」及び「第3期陸前高田市障がい児福祉計画」は、冊子として配布するほか、市のホームページへも掲載し、公表することとしています。

第3 計画の位置づけ

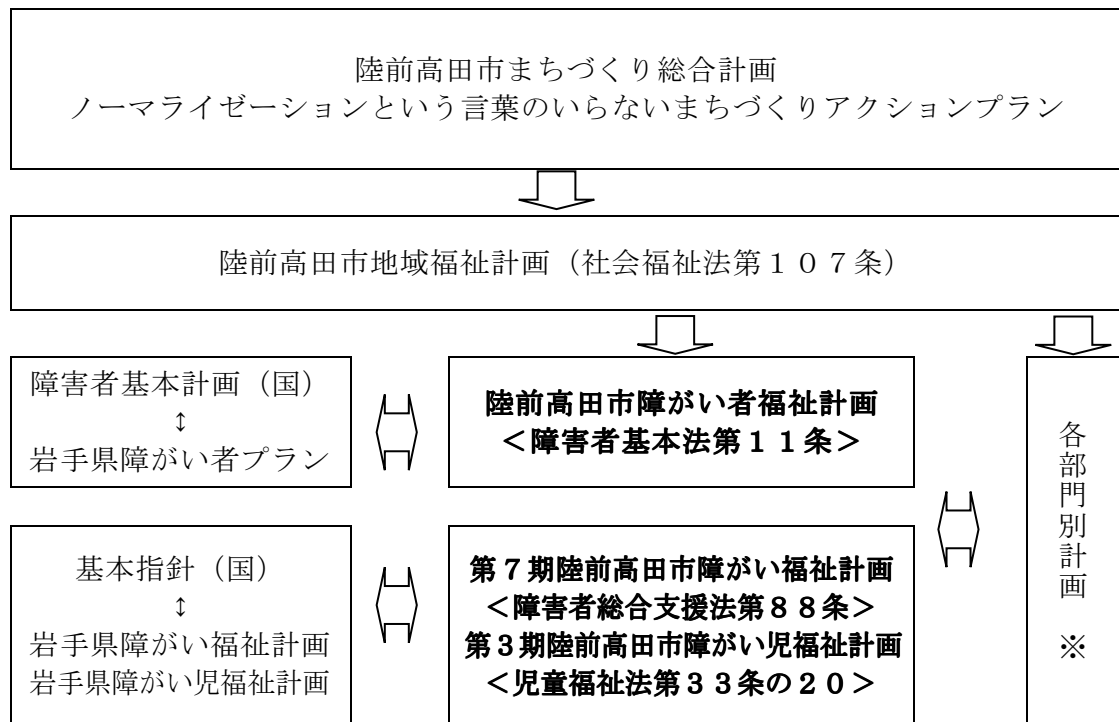
この計画と、国や県の計画との関係が書かれています。

「陸前高田市障がい者福祉計画」は、障害福祉サービスの提供体制の整備の他にも、保健医療や教育、社会参加、災害支援など、障がい者施策の総合的な展開及び推進を図るための障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、「障害者基本計画（国）」や「岩手県障がい者プラン」との連携を考慮して策定しています。

「第7期陸前高田市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定め、障がい者福祉計画の一部である障害福祉サービスなどに関して、より具体的な内容を定める障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、関係する他の計画（「陸前高田市まちづくり総合計画」など）と調和及び連携する形で策定しています。

「第3期陸前高田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児通所及び相談支援の提供体制の確保や円滑な実施のため、策定しています。

当該計画は、国の「基本指針」では、令和8年度を目標年度とした数値目標を設定するとともに、令和8年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、その他必要な事項を定めるよう国の基本指針などに規定されています。



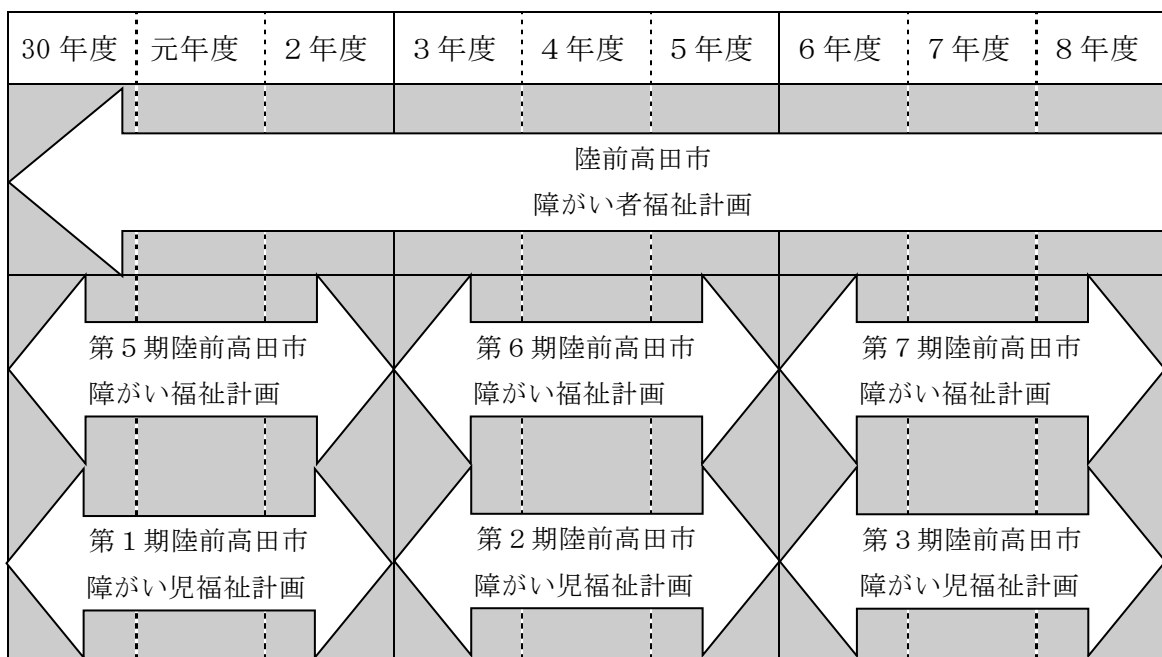
※ 各部門別計画 … 子ども・子育て支援事業計画 など

第4 計画の策定期間及び期間

この計画の期間が書かれています。

「陸前高田市障がい者福祉計画」は、平成29年度において策定し、計画している期間は平成30年度から令和10年度までの11年間であり、社会状況の変化等により見直しが必要な場合には、計画期間の終了を待たずに改定を行うこともあります。

また、「第7期陸前高田市障がい福祉計画」及び「第3期陸前高田市障がい児福祉計画」は、令和5年度において策定し、計画している期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。



第5 計画の達成状況の点検及び評価

この計画が実行されているかを確認する方法が書かれています。

計画の達成状況（中間評価）及び進捗状況については、市が「陸前高田市障がい福祉施策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）に定期的に示し、推進協議会はその状況を点検し、その評価を市へ示します。

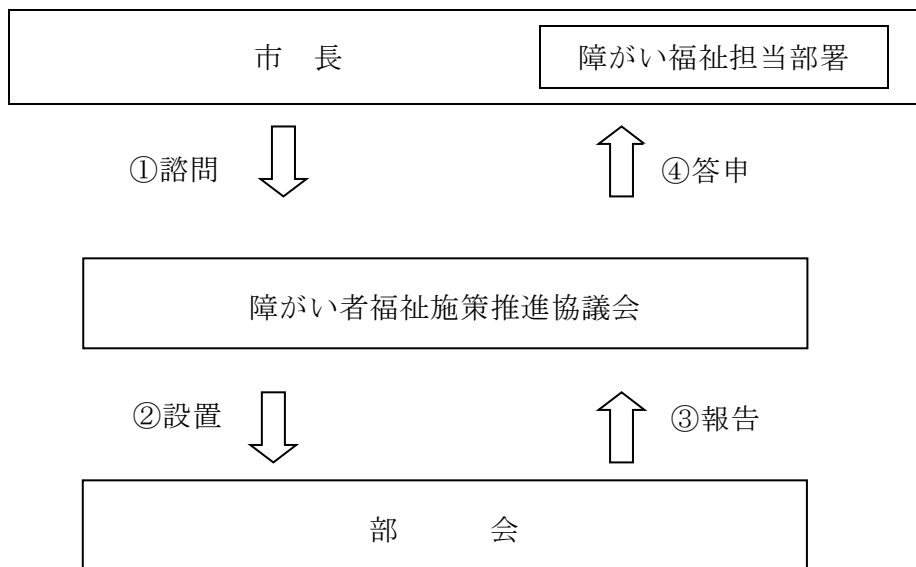
推進協議会は、その評価によっては、計画の修正も検討します。

第6 計画の推進

この計画を、どのように進めていこうとしているのか、それをどのように点検していこうとしているのか、が書かれています。

計画の推進にあたっては、市長が中心となり、次のように進めていきます。

- (1) 市長は、計画に掲げる施策について、市の担当部署に指示しながら推進します。
- (2) 市長は、推進協議会に計画に掲げる重点施策の推進案について諮問します (①)。
- (3) 推進協議会は、重点施策の推進案を次の方法によって検討します。
 - ア 推進協議会の委員が検討します。
 - イ 推進協議会で必要と認める場合に「部会」を設置し、重点施策の推進案を検討します (②)。
部会は、推進協議会から指定された内容について検討し、推進協議会に報告します (③)。
- (4) 推進協議会は、(3)によって検討した結果をとりまとめ、市長に答申します (④)。



第3章 陸前高田市の障がい者の現状と再生及び復興への取組

第1 数値で見る陸前高田市の現状

陸前高田市に障がいがある人たちがどのくらいいるのか、が書かれています。

障がい者福祉計画及び障がい福祉計画を策定するにあたり、対象となる障がい者数がこの数年の間にどのように推移し、どのような状況にあるのかを把握しておく必要があることから、東日本大震災が発生した平成23年3月11日以前の状況と以後の状況を比較するため、平成22～23年度の人口及び障がい者数の比較等について掲載します。

なお、以下の表等の数値について、平成22年度末として掲載している数値については、実際の数値は東日本大震災により資料を流失したことにより不明であることから、震災前の資料から最新のものを掲載しておりますので、ご了承ください。

1 人口の推移

陸前高田市の平成22年度以降の人口の推移を見ると、人口が減少傾向にある一方で、高齢化率は40%を超え、非常に高い数値となっています（表1参照）。

また、住民登録人口は平成22年度末（災害前）の24,128人から令和5年11月末は17,689人と26.7%減少しており、東日本大震災後も引き続き減少傾向にあります。

年代別の人口推移では、平成22年度末と令和5年度との比較では、0～14歳では44.3%、15歳～64歳では32.9%、65歳以上では10.5%の減少となっております（増加率2）。高齢化率がこの3年間で増加し、40.9%になっています。

表1 人口構成ごとの推移と高齢化率 (単位：人／各年度末現在)

区分	住民登録人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	高齢化率	0～17歳 (再掲)
平成22年度	24,128	2,680	13,345	8,089	33.5%	不明
平成23年度	20,813	2,303	11,654	6,856	32.9%	2,944
増加率1 (%)	△13.7	△14.1	△12.7	△15.2	—	—
令和3年度	18,766	1,668	9,737	7,361	39.2%	2,162
令和4年度	17,812	1,519	9,036	7,257	40.7%	1,906
令和5年度	17,689	1,494	8,956	7,239	40.9%	1,862
増加率2 (%)	△26.7	△44.3	△32.9	△10.5	—	—

注：令和5年度は令和5年11月末日現在。

増加率1は平成22年度対23年度。増加率2は平成22年度対令和5年度。

(参考 令和5年11月30日現在 町別人口)

	男	女	合計	世帯数
矢作町	613	635	1,248	545
横田町	591	558	1,149	455
竹駒町	614	708	1,322	580
気仙町	860	952	1,812	759
高田町	2,246	2,505	4,751	2,320
米崎町	1,370	1,455	2,825	1,159
小友町	859	939	1,798	733
広田町	1,361	1,423	2,784	1,062
合計	8,514	9,175	17,689	7,613

2 人口と手帳所持者数

東日本大震災の影響によって平成23年度の手帳所持率（5.98%）が平成22年度の手帳所持率（6.38%）を下回りましたが、令和5年度には6.78%となっています。

この割合は、令和2年度版障害者白書で示されている障がいがある人の割合である約7.6%と比べると低い数値であり、陸前高田市は高齢の人は多いですが、障がいがある人は比較的少ない自治体であることが分かります（表2参照）。

表2 人口と障がい関係手帳所持者の割合 (単位：人／各年度末現在)

区 分	住民登録人口	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者	手帳所持者計	手帳所持者率
平成22年度	24,128	1,192	220	128	1,540	6.38%
平成23年度	20,813	872	222	140	1,244	5.98%
令和3年度	18,166	838	243	185	1,266	6.97%
令和4年度	17,812	763	242	211	1,218	6.84%
令和5年度	17,689	764	240	196	1,200	6.78%
増加率 (%)	△15.0	△12.4	8.1	40.0	△2.76	—

注：令和5年度は令和5年11月末日現在。増加率は平成23年度対令和5年度。

3 身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移（全体）

身体障害者手帳の所持者数は、平成22年度末（災害前）は1,192人でしたが、平成23年度には872人となりました。令和5年度は764人となっており、平成23年度と比べ、12.4%減少しています。

このことから、身体障がい者数についても、東日本大震災の影響が表れていることが分かります（表3参照）。

表3 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人／各年度末現在)

区 分	手帳所持者数	住民登録人口	手帳所持者率
平成22年度	1,192	24,128	4.94%
平成23年度	872	20,813	4.19%
令和3年度	838 (8)	18,166 (1,986)	4.61% (0.40%)
令和4年度	763 (9)	17,812 (1,906)	4.28% (0.47%)
令和5年度	764 (9)	17,689 (1,862)	4.32% (0.48%)
増加率 (%)	△12.4	△15.0	—

注：令和5年度は令和5年11月末日現在。増加率は平成23年度対令和5年度。
平成24年度以降の下段（ ）は、18歳未満の人数。

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移（等級・障がい別）

身体障害者手帳の所持者数は、令和3年度末から令和5年度までの間は、障がい種別や等級による顕著な変化は見られず、減少傾向にあります（表4参照）。令和4年度は、市の名簿を整理（死亡者を除く等）したため、減少しています。

表4 等級別・障がい別身体障がい者数（単位：人／各年度末現在）

等級	令和3年度							令和4年度						
	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	その他	計	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	その他	計
1	18	1	1	90	214	0	324	15	2	0	82	182	0	281
2	16	13	1	63	2	0	95	17	9	1	61	3	0	91
3	3	3	7	94	39	0	146	2	0	5	79	51	0	137
4	1	7	5	106	55	0	174	2	8	3	93	53	0	159
5	10	0	0	51	0	0	61	8	1	0	47	0	0	56
6	2	20	0	16	0	0	38	2	21	0	16	0	0	39
計	50	44	14	420	310	0	838	46	41	9	378	289	0	763
X	6.0	5.2	1.7	50.1	37.0	0	100	6.0	5.4	1.2	49.5	37.9	0	100

等級	令和5年度							比較
	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	その他	計	計
1	17	1	0	82	190	0	290	9
2	14	10	1	64	2	0	91	0
3	2	0	3	80	50	0	135	△2
4	2	9	3	93	49	0	156	△3
5	8	1	0	45	0	0	54	△2
6	2	19	0	17	0	0	38	△1
計	45	40	7	381	291	0	764	1
X	5.9	5.2	0.9	49.9	38.1	0	100	—

注：Xは構成率。令和5年度は令和5年11月末日現在。
比較は、令和4年度と令和5年度との比較。

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移（等級・年齢段階別）

身体障害者手帳の所持者数を年齢別に見ると、65歳以上が78%以上、50歳以上が92%以上となっており、身体障がいがある人の高齢化が顕著であることがわかります。

表5 等級別・年齢別身体障がい者数（単位：人／各年度末現在）

	等級	総数	年齢別人数									
			0-5	6-14	15-17	18-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-
令和3年度	1	324	1	4	1	1	7	9	13	17	16	255
	2	95	0	0	0	1	1	2	10	8	7	66
	3	146	1	0	0	1	1	0	4	9	9	121
	4	174	0	1	0	2	1	0	1	10	10	149
	5	61	0	0	0	0	1	1	4	7	6	42
	6	38	0	0	0	0	0	0	0	1	4	33
	計	838	2	5	1	5	11	12	32	52	52	666

	等級	総数	年齢別人数									
			0-5	6-14	15-17	18-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-
令和4年度	1	281	1	5	1	0	5	8	11	18	14	218
	2	91	0	0	0	1	1	2	10	8	9	60
	3	137	0	0	0	1	1	1	3	8	7	116
	4	159	0	2	0	1	2	0	1	11	10	132
	5	56	0	0	0	0	1	1	3	7	7	37
	6	39	0	0	0	0	0	0	0	2	2	35
	計	763	1	7	1	3	10	12	28	54	49	598

	等級	総数	年齢別人数									
			0-5	6-14	15-17	18-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-
令和5年度	1	290	1	5	1	0	5	8	12	19	14	225
	2	91	0	0	0	1	1	2	10	8	11	58
	3	135	0	0	0	0	2	1	3	8	8	113
	4	156	0	2	0	0	2	0	0	10	9	133
	5	54	0	0	0	0	1	1	2	5	7	38
	6	38	0	0	0	0	0	0	0	2	2	34
	計	764	1	7	1	1	11	12	27	52	51	601

注：令和5年度は令和5年11月末日現在。

4 知的障がい者数（療育手帳所持者数）の推移

療育手帳の所持者数は、18歳未満では、区分の人数には変動がありましたが、総数としては大きな変動は見られませんでした。18歳以上についても同様に、大きな変動は見られませんでした。しかし、東日本大震災の影響を受けて陸前高田市の人口が激減しているため、結果として、療育手帳所持者数の割合が平成23年度以降やや高い割合を示しています（表6参照）。

表6 療育手帳所持者数の推移 (単位：人／各年度末現在)

区 分	18歳未満		18歳以上		合 計			住民登録人口	手 帳 所持者率
	A	B	A	B	A	B	計		
平成22年度	14	15	60	131	74	146	220	24,128	0.91%
平成23年度	12	16	61	133	73	149	232	20,813	1.07%
令和3年度	5	14	67 (16)	157 (19)	72 (16)	171 (19)	243 (35)	18,166 (7,342)	1.34%
令和4年度	5	14	67 (16)	156 (27)	72 (16)	170 (27)	242 (43)	17,812 (7,257)	1.36%
令和5年度	5	12	65 (16)	158 (30)	70 (16)	170 (30)	240 (46)	17,689 (7,239)	1.36%
増加率 (%)	-58.3	-25.0	6.6	18.8	-4.1	14.1	8.1	-15.0	—

注：令和5年度は令和5年11月末日現在。増加率は平成23年度対令和5年度。
平成24年度以降の18歳以上下段（ ）は、65歳以上の人数。

5 精神障がい者数（精神保健福祉手帳所持者数）の推移

令和5年11月末現在の精神保健福祉手帳の所持者数は、平成23年度と比べると1級が9.3%減、2級が86.4%増、3級が20.0%増となり、全体では40.0%の増加となっています。（表7参照）。

震災前は自宅で生活していた人が、災害公営住宅等で生活することにより、生活環境の変化や新たな人間関係によるストレス増で精神科に通院・入院するケースが増えていることも、増加の原因として考えられます。

表7 精神保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人／各年度末現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	計	住民登録人口	手帳所持者率
平成22年度	47	61	20	128	24,128	0.53%
平成23年度	54	66	20	140	20,813	0.67%
令和3年度	51 (0)	108 (2)	26 (0)	185 (2)	18,166 (1,986)	1.02% (0.10%)
令和4年度	58 (0)	127 (2)	26 (0)	211 (2)	17,812 (1,906)	1.18% (0.10%)
令和5年度	49 (0)	123 (1)	24 (0)	196 (1)	17,689 (1,862)	1.11% (0.05%)
増加率 (%)	-9.3	86.4	20.0	40.0	-15.0	—

注：令和5年度は令和5年11月末日現在。増加率は平成23年度対令和5年度。
平成24年度以降の下段（ ）は、18歳未満の人数。

6 障がい児数（手帳所持障がい児数）の推移

18歳未満の障がい児の令和3年度から令和5年度への推移を見ると、手帳所持者数は全体の1.45%程度とほぼ同じですが、18歳未満の住民登録人口としては、全体では6.2%減少しており、確実に児童が減っていることがわかります。

表8 障がい児における人口と障がい関係手帳所持者の割合（単位：人／各年度末現在）

区 分	住民登録人口	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者	手帳所持者計	手帳所持者率
令和3年度	1,986	8	19	2	29	1.46%
令和4年度	1,906	9	19	2	30	1.57%
令和5年度	1,862	9	17	1	27	1.45%
増加率（%）	-6.2	12.5	-10.5	-50.0	-6.9	

注：令和5年度は令和5年11月末日現在。増加率は令和3年度対令和5年度。数値は全て18歳未満の部分によるもの。

7 難病者で障がい福祉サービスを利用している人の状況

難病者の障がい福祉サービス等利用状況は、令和5年11月末日時点で2名の利用者がいました。

表9 難病者の障がい福祉サービス等利用状況（単位：人／各年度末現在）

区 分	人数	住民登録人口	該当率	利用サービス
令和3年度	0	18,166	0%	—
令和4年度	0	17,981	0%	—
令和5年度	2	17,689	0.011%	居宅介護、生活介護、計画相談 就労継続支援（B型）

注：令和5年度は令和5年11月末日現在。

平成25年4月1日制度開始。手帳が交付されていない人が対象。

第2 被災時と被災後の陸前高田市の実態と再生・復興への取組

災害からたちなおり、生まれかわるためにはどうしたらよいか、が書かれています。

1 被災時の実態と取組

(1) 本市の被災状況

海、山、川などの自然に恵まれ、温暖で、観光と農林水産業を中心とする海沿いのまち「陸前高田市」は、平成23年3月11日、マグニチュード9の地震と10メートルを超える大津波の直撃により壊滅的な打撃を受け、1,500人余のかけがえない尊い命が奪われました。これにより、陸前高田市の住民登録人口は、平成22年度末には24,128人も登録があったにも関わらず、平成23年度末には20,813人に激減してしまいました。

(2) 施設利用者の被災生活状況

平成23年3月11日に発生した地震と津波の直接的な被害は甚大で、それは酷いものでしたが、それ以降の避難生活も過酷なものでした。被災者は、多くの家族や友人を失った悲しみを抱え、学校、保育所、医療機関、介護施設などの多くも利用不能となり、電気や水道などのライフラインも失われ、日常生活の必需品は支援物資に頼るほかないという日々が続きました。こうした生活は、被災者、特に心身に障がいがある方とご家族には、非常に大きな負担となっていたと考えます。

また、市内に7箇所あった知的・精神障がい者向けのグループホーム（うち1箇所は当時整備中）も全て流失し、就労施設も一時閉鎖となるなど、そこで生活していた利用者は、生活を送る場を失いました。被災した自宅へ帰ることができず、避難所での共同生活も困難と思われた利用者は、バックアップ施設へと一時避難しましたが、その施設も食糧や物資が十分であるとは言えませんでした。施設側もスタッフの多くが被災者であり、利用者に対しても十分なお世話ができる状況ではないことから、利用者はもとより施設職員のご苦労も大変なものであったと推察します。

そういった大変な状況が続いた避難者の住居については、平成23年7月には、入居希望者全ての住居を確保することができました。

(3) 医療、保健及び福祉分野の取組

医療、保健及び福祉の各分野においても、保育所や学校の再開をはじめ、全国から支援として派遣していただいた医師や看護師、保健師と、地元の医療関係者などで保健・医療・福祉チームを構成し、医療拠点施設の整備や、全被災者訪問による実態調査及び個別支援などの取組を実施してきました。

また、県立高田病院の仮設診療所の設置や、各地の精神科医療の専門家を中心とするメンタルケア支援チーム「こころのケアチーム」と連携しての被災者に対するメンタルケアの実施、自殺予防対策事業なども並行して行ってきたところです。

2 被災後の実態と再生・復興への取組

(1) 被災後の実態と取組

本市の障がい福祉施策の取組についても、再生・復興計画策定の中で、障がいがある人となない人とを分け隔てることなく、共に手を携え、共同での計画策定を目指していく必要があります。「障がいがある人にやさしいまちづくり」イコール「誰もが安心して暮らせるまちづくり」というテーマの中で、公平・平等に、共に障がいがあることを意識しないで暮らすことのできる社会を目指していく必要があります。それは、日々の生活の中で、バリアフリーを推進し、共に助け合う精神の醸成により、障がいがある人もない人も、障がいを意識せずに暮らせる共生社会をつくらうとするものです。

(2) まちづくり総合計画

持続可能な自治体運営を行うためには、地域の魅力を再認識しながら、先人の残した恵まれた自然と歴史や伝統あるまちを、次の時代を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

そのため、陸前高田市では「夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる 共生と交流のまち 陸前高田」をスローガンに、陸前高田市に関わる全ての人が役割を分かち合い、ともに取り組む、これからのまちづくりの基本的な方向性を示すものとして、まちづくり総合計画を策定し、次に掲げる基本理念により進めていくことになりました。

ア 創造的な復興（より良い復興）と防災・減災による安全・安心なまちづくり

東日本大震災からの復興の取組について、単に震災からの復旧に留まらず、震災前より良い状態となるよう、未来に向けた新たなまちづくりを目指すことが必要です。

また、創造的な復興の取組とともに、これまで教訓としてきた防災・減災というキーワードを新たな魅力として世界に発信することにより、市内一帯が防災・減災・災害対応を学ぶ先進地となり、交流人口の拡大や地域防災力の向上につなげることで、本市としての魅力を高めるまちづくりに取り組めます。

イ ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり

（世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり）

国籍や文化、宗教、政治的信条などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、個性を持つ一人人として尊重され、年を重ねて身体機能や認知機能が低下しても、障がいを持つことになったとしても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向けて、世界に誇れる美しい共生社会のまちへと成長できるように取り組めます。

ウ 次世代につなげる持続可能なまちづくり

東日本大震災により急速に進行している人口減少や、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進むことが予想される中、健全な財政運営を土台としながら、本市の基幹産業である農林水産業・商工業などの振興や、地域特性・地域資源を最大限に活用した新たな産業の創出を推し進めるとともに、まちづくりの担い手となる人材を育成し、市民と行政が互いの特性や長所を活かして協働・連携することにより、子どもから高齢者まで誰もが活力と活気に溢れ、次世代を担う子どもたちが誇れる持続可能なまちづくりに取り組みます。

(3) ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプランの推進

本市では、市独自の施策として、「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプラン」を策定し、ノーマライゼーションという言葉を使わなくても当たり前でノーマライゼーションができているまちを目指しています。

今後はアクションプランの考え方を踏まえつつ、障がい福祉施策を具体的に推進します。

第4章 陸前高田市障がい者福祉計画

第1 目標

「みんないっしょに生きるまちづくり」のための目標が書かれています。

この計画では、「共生（ともに生きる）」という考え方に基づき検討し、次のような市民のためのまちづくりを目指します。

- 1 差別や偏見がない、ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり。
- 2 全ての市民が、権利、義務、利益及び負担を共有するまちづくり。
- 3 誰もが自分を大切にする気持ちを承認し、また承認されるまちづくり。
- 4 自分ができることを進んで行い、お互いがお互いのために助け合えるまちづくり。
- 5 自分が存在する意義と役割を見出すことができ、自分が必要とされている実感を得ることができるまちづくり。
- 6 社会参加及び社会貢献を通して、誰もが幸福を実感できるまちづくり。

第2 課題

陸前高田市にある5つの「課題」が書かれています。

1 「ノーマライゼーションという言葉のいらぬまちづくり」の推進

- (1) 障がいのことをよくわかるようにします。
- (2) 障がいがある人にわかりやすい情報をつくるようにします。
- (3) 人と人がなかよくできるようにします。
- (4) 誰でもいろいろなことに参加できるようにします。
- (5) 障がいがある人本人のことは、本人が参加して決められるようにします。
- (6) ノーマライゼーションという言葉のいらぬまちづくりアクションプランを実行します。
- (7) 誰でもわかるように、わかりやすくした計画をつくりまします。

(1) 障がいへの理解の促進

ア 全ての市職員や保育、教育関係者に対し、ノーマライゼーションへの理解を徹底し、差別や偏見の感覚を排除する必要があります。それと同時に、全ての市民に障がいへの理解の促進のための取組を行っていく必要があります。

イ 福祉教育や広報啓発活動が一貫して行われるよう、こうした活動を行う機関や担当部局が連携し、共生社会の創造に向けた取組を行う必要があります。

(2) 情報提供の充実

ア 障がい特性に対応した様々な方法での緊急時の情報発信（特に、緊急時の手話通訳者の配置、聴覚障がいがある人への文字情報の提供、知的障がいがある人のための情報を伝える人の確保等）がより一層求められます。

イ 障害者自立支援法から障害者総合支援法への移行により、障がい福祉制度や施策が変わりました。これらの情報をわかりやすく提供していく必要があります。

(3) 人と人とのコミュニケーション支援の充実

障がいがある人が、人と人との関係の輪を広げていくために、親や兄弟のような身近な人以外の第三者で、定期的に又は必要なときに相談できるなど、気軽に関わってもらえる人（このような人を「コンタクトパーソン」と呼ぶことにします。）を増やすために、ユニバーサルマナー検定等の啓発を行う必要があります。

(4) 完全参画と平等の推進

互いに助け合える居場所を作る必要があります。また、市民や団体、関係機関が関わりながら進める体制を構築し、「完全参画と平等」の実現を図る必要があります。

(5) 当事者参画の推進

障がいがある人本人に関わることを検討する場合には、障がいがある人本人が参画する必要があります。

- (6) ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりアクションプランの考え
方に基づくまちづくりの推進
平成27年度に策定された「ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくり
アクションプラン」で示された計画を確実に実行する必要があります。
- (7) 計画のわかりやすい要約版の作成
計画のわかりやすい要約版は、音声、絵、文字等により、全ての人にわかる形で作
成し発行していきます。

2 新しい生活環境の構築と地域生活支援事業の推進

- (1) 暮らしやすいまちをつくれます。
(2) 地域生活支援事業をすすめていきます。

(1) 新しい生活環境の構築

ア 以下に示す陸前高田市「復興のまちづくり」の目標に基づき、生活環境の回復に
努め、誰もが暮らしやすい新しい生活環境を築く必要があります。

- (ア) 災害に強い安全なまち
- (イ) 快適で魅力のあるまち
- (ウ) 市民の暮らしが安定したまち
- (エ) 活力あふれるまち
- (オ) 環境にやさしいまち
- (カ) 協働で築くまち

イ 障がいがある人が地域の支援を受けながら自立した生活を送るために必要な共同
生活援助の場（グループホーム）のさらなる拡充、自宅や公営住宅等で生活してい
る障がいがある人・高齢の人などの住居の場の確保に努めるものとします。

そのため、公営住宅を共同生活援助の場（グループホーム）としても利用できる
ようにする必要があります。

ウ 今後想定される災害に備え、障がい特性に配慮した対策を図る必要があります。

エ 基準に沿って作られた「緩やかな」スロープや手すり等は、障がいがある人だけ
でなくご高齢の人にも役立ちます。誰もが暮らしやすい地域づくりのため、更なる
バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを行っていく必要があります。

オ 生活環境を整備する際には、障がいがある人も計画づくりの当初から参画し、一
緒に決めていく必要があります。

(2) 地域生活支援事業の推進

ア 被災した障がいがある人の居場所の確保や、本人と介護者の高齢化等個々の状況
に応じたサービスの提供体制の整備とサービス量の確保が必要となっています。

また、介護者不足を解消するため、介護者確保の方策を具体的に考えていく必要
があることから、生活を支えるヘルパーやボランティアの育成等を行っていく必要
があります。

イ 地域生活に欠かせない移動支援における、今後の支援の方法について、検討して
いく必要があります。

ウ 相談支援体制の強化を図るためにどのような方法を取るべきか、検討していく必要があります。

3 子ども・子育て支援施策及び生涯学習の充実

- (1) みんなで協力しながら、障がいがある人があかちゃんのと時から学校を卒業するまで助けていきます。
- (2) みんなで協力しながら、障がいがある人が自分の力でがんばれるようにします。
- (3) 障がいがある人が学校に通うようになる前に使う施設や学校の放課後に使う施設を助けていきます。
- (4) 学校を卒業した後も勉強できるようにします。

- (1) 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援について、教育委員会や障がい者団体・高齢者関係団体等、他の関係部署との連携を今後も継続していく必要があります。
- (2) 療育支援について広い周知に努めるとともに、関係機関や団体等との連携により、地域に根ざした活動を発展させていく必要があります。
- (3) 就学前の療育施設や放課後活動に対する支援など、子ども・子育て支援施策を包括的に検討していく必要があります。
- (4) 学校卒業後の生涯学習環境を整えていく必要があります。

4 雇用や就労の充実及び拡大

- (1) 働きたい人に、働くところを教えます。
- (2) それぞれがやりたい仕事ができる場所をつくっていきます。
- (3) 障がいがある人が仕事をやめないように助けていきます。
- (4) 障がいがある人が障がい年金や生活保護をもらいながら働けるように考えます。

- (1) 就労を希望する全ての人に就労の場を提供する環境の整備をする必要があります。
- (2) 各人のニーズに合わせたユニバーサルな就労の形を、市民や企業、福祉サービス事業所等と協力しながら創っていく必要があります。
- (3) 就労定着を支援する人を配置し、職場での付き添いや職場訪問など、継続的な就労支援を充実させる必要があります。
- (4) 障がいがある人が持つ収入等の不安を解消するために、障がい年金の取得や生活保護等のセーフティネットを活用した半就労・半福祉による就労も視野に入れる必要があります。

5 保健・医療サービスの充実

- (1) 保健、医療、福祉、教育のことで働いている人たちと協力します。
- (2) 障がいの原因となる病気を早めに見つけて治します。
- (3) 新たな環境で暮らす人への保健・医療サービスを良くします。

- (1) 保健、医療、福祉、教育の各関係機関が連携し、一貫した支援を図る必要があります。
- (2) 成人に対する相談・指導を行うことにより、障がいの原因となる生活習慣病等を早期に発見又は治療する必要があります。
- (3) ストレスの増加や受診が遅れることによるうつ病の悪化、生活環境の変化に伴い孤立している人の保健・医療の問題を検討し、改善するための方策を立て、誰もが保健・医療サービスの機会が得られるようにする必要があります。

第3 施策の柱

陸前高田市にある5つの課題を解決するための方法が書かれています。

5つの「課題」に対する5つの「施策の柱」を設け、市民への理解促進を図りながら、各種施策を行っていきます。

- 1 ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりを推進します。
- 2 新しい生活環境を構築し、地域生活支援事業を推進します。
- 3 子ども・子育て支援施策・生涯学習の充実を図ります。
- 4 雇用・就労の充実・拡大を図ります。
- 5 保健・医療サービスの充実を図ります。

第4 施策の方向と展開

「施策の柱」をきちんと行うようにするためにはどうしたらよいか、が書かれています。

- 1 ノーマライゼーションという言葉のいらないまちをつくるために。
- 2 暮らしやすいまちをつくり、地域生活支援事業をすすめるために。
- 3 子育てを助け、学校を卒業しても勉強ができるようにするために。
- 4 働けるようにするために。
- 5 保健・医療サービスをもっとよくするために。

5つの「施策の柱」に基づき、施策の「方向」と「展開」を明示します。

1 ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりを推進します。

【施策の方向】

ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりの推進を、「市民主体のまちづくり」「社会参加促進と当事者参画」「福祉教育を通しての障がいがある人への理解促進」という3つの方向から検討し、誰もが人としての尊厳が守られるような市民共生社会を目指します。

【施策の展開】

障がいがある人とない人とが互いに理解しあい、共に支えあって生きる「共生のまちづくり」を実現するためには、福祉教育や広報・啓発活動を通して障がいや障がいがある人に対する理解と共感を深め、市民の「心のバリアフリー化」を進めることが必要です。

このことから、「心のバリアフリー化」と「共生のまちづくり」との関係を整理し、障がいの垣根をこえて、同じ環境の下で、誰もが出会い、ふれ合い、交流し、お互いに理解を深めることができるように、「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりの推進」の具体化に向けた検討を行います。

その際、あらゆる場（委員会・イベントの企画など）に障がいがある人自身が参加・参画できるようにします。

【事業計画】

- (1) 障がいへの理解を深めるため、次の事業を行います。

<特定課題とその具体的目標>

- 「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」の啓発活動に関すること

「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」に関連した講演会を開催し、啓発活動を推進していきます。

種 別	事 業 内 容
障がいへの理解の促進	キャップハンディ体験やボランティア体験、障がい者就労支援施設での職場体験などを実施します。また、障がいがある人が街を歩くことによる人々との交流や、不便な場所の発掘も支援します。
生涯学習や出前講座による福祉教育	障がいに関する理解を進めるため、生涯学習や出前講座を充実させます。
障害者週間等に合わせた広報啓発活動	発達障害啓発週間、障害者雇用促進月間、障害者週間等に合わせ、広報活動や啓発活動を実施します。
当事者団体や支援団体との連携	市と当事者団体や支援団体との連携を深め、情報交換や意見交換を行い、相互理解と情報共有に努めます。
市の広報紙やホームページへの情報掲載	障がい者施策に関する情報やイベントなどに関するお知らせ等を、市の広報誌やホームページに掲載し、利用しやすいものにしていきます。
パンフレット・会報等の配付	公的福祉機関のパンフレット類や支援団体・当事者団体等の会報類が手に入りやすい仕組みをつくります。
アクションプランの実行	「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン」を誠実に実行します。
市職員への啓発	障がいに対する理解を深めるため、市職員の意識の啓発に努めます。

(2) 障がいがある人もない人も交流し合えるように、次の事業を行います。

種 別	事 業 内 容
交流活動の場の創設	障がいがある人とない人との交流を深めるため、市民交流プラザやクラブハウス、サロン等を設置します。
誰もが参加できるイベント等の開催	障がいへの理解と共感を深め、交流の輪を広げていくために、障がいがあるなしに関わらず誰もが参加・参画できるイベント等を開催します。また、障がい関係するイベント等の後援も行います。 これらのイベント情報については市の広報等にも掲載し、市民の参加が得られるようにします。

市民交流会の実施	市民交流会を実施し、障がいがある人も高齢の人も誰もがスポーツや文化的活動を通じて相互理解を深められるきっかけを作ります。
----------	--

(3) 障がいに関するボランティア活動を充実させるため、次の事業を行います。

種 別	事 業 内 容
ボランティアセンターの運営	ボランティアに関する相談や情報提供、講座や研修の開催、市民活動団体への支援等を行います。
各種ボランティアの養成	パソコン・点訳・音訳・手話・要約筆記・ガイドヘルプ・余暇支援・個別相談ボランティア（コンタクトパーソン）等の養成に努めます。
ボランティア団体との協働	障がいがある人の支援に積極的な活動を展開している市内のボランティア団体等との協働を進めます。

(4) 視覚に障がいがある人が円滑に情報を受信・発信できるよう、音声等による情報提供を行い、視覚に障がいがある人の社会参加を促進していくため、次の事業を行います。

<特定課題とその具体的目標>

○代筆補助者などの専門員の行政機関配置や職員の技能育成

専門員の雇用について検討していきます。

種 別	事 業 内 容
声の広報等の提供	視覚に障がいがある人に対し、広報等の内容を録音したCDを配付します。
ホームページのバリアフリー化	活字文書読上げソフトへの対応など、視覚に障がいがある人が利用しやすいホームページにします。
視覚に障がいがある人のための情報サービス	点訳・朗読図書の貸出し、対面朗読サービス（自宅への出前朗読を含む）・音声コードの添付など、視覚に障がいがある人が円滑に情報を得られるような情報サービスを検討します。

- (5) 聴覚に障がいがある人が円滑に情報を受信・発信できるように、手話通訳者等を活用したコミュニケーション支援等を行い、聴覚に障がいがある人の社会参加を促進していくため、次の事業を行います。

<特定課題とその具体的目標>

○手話通訳者などの専門員の行政機関配置や職員の技能育成

専門員の雇用について検討していきます。

種 別	事 業 内 容
手話講習会の開催	市民等を対象にした手話講習会を開催します。
手話通訳者の配置	市に手話通訳者を配置するよう努めます。
手話通訳者、要約筆記者の派遣	イベントや会議等がある場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
講演会等への手話通訳者の配置の推進	講演会や講座等に、手話通訳者や要約筆記者の配置を促し、障がいがある人の社会参加を進めます。
聴覚に障がいがある人・難聴者用待合呼び出し装置の貸付	市役所等公的機関の窓口で、円滑な呼出しができるように、聴覚に障がいがある人・難聴者に対し、呼び出し装置の貸付を行います。
ノーマライゼーションカードの携行	支援する側とされる側の意思確認ができるノーマライゼーションカードを作成します。
筆談ボードや助聴器の設置と耳マークの表示	商店街などで聴覚に障がいがある人の意思疎通がスムーズになるように、筆談ボードや助聴器の設置や耳マークの表示を行えるようユニバーサルデザインに配慮した店舗の普及を進めます。

- (6) (4)(5)以外の障がいがある人についても、円滑に情報を受信・発信できるように、次の事業を行い、情報提供とコミュニケーション支援の充実を図り、「情報のバリアフリー化」を推進します。

種 別	事 業 内 容
障がい福祉サポートブック	障がいがある人に福祉制度やサービスの内容を知らせて広く活用してもらうために、障がい福祉サポートブックを配付します。
障がいがある人への広報等の提供	知的障がい・精神障がい・色覚障がいがある人などにも理解しやすいように、表現を分かりやすく工夫した広報紙の発行に努めます。
ホームページのバリアフリー化	色覚に障がいがある人への配慮など、障がいがある人が利用しやすいホームページにします。

障がいがある人向け IT講習会の開催	各種IT機器を利用し、個々の障がいの状況に応じた情報・コミュニケーション手段として使えるように支援をします。
-----------------------	--

※IT・・・インフォメーションテクノロジー（情報技術）

- (7) 今後想定される災害に備えるため、障がい特性に配慮した対策を図り、地域で安心して安全で快適な生活が送れるよう、障がいがある人でも利用しやすい福祉避難所を整備します。福祉避難所には食糧や障がいがある人用の日常生活用品等の備蓄を進め、定期的に点検していくようにします。

また、災害時放送や災害用点字看板等の、災害時の情報提供のあり方について検討します。

なお、地域防災計画等の更新にあたっては、障がいがある人を含む市民の参加・参画を原則とします。

<特定課題とその具体的目標>

○災害対策と障がいがある人等に配慮したまちづくり

ア 災害時要援護者ハザードマップの住民作成事業

障がいがある人やご高齢の人等の歩行速度の遅い人たちの単位時間移動距離に基づく避難経路地図を作成し、誰もが安全かつ適正に避難できるハザードマップを各地区毎に住民参加で作成し、障がいがある人やご高齢の人に対する理解や状況把握の機会とし、今後の災害対策整備事業の基礎とできるように検討します。

イ 地域の災害避難時要援護者（障がいがある人やご高齢の人）のデータベース化

(7) 各地区民生児童委員及び区長に対する要援護者の詳細情報収集の依頼

(1) 防災担当部署、消防署、医療機関及び地区コミュニティとの連携

ウ 福祉避難所の備蓄等の管理

福祉避難所の備蓄に関して、定期的に点検するとともに、必要となるものについて検討します。

種 別	事 業 内 容
防災意識の啓発	障がいがある人や支援者を対象とした防災意識の啓発のため、地域での集会等に担当職員を講師として派遣します。
防災訓練等への当事者参加の推進	地域で暮らす障がいがある人が参加できる防災訓練等の実施を推進します。
防災無線個別受信機の設置	聴覚障がいがある人や高齢の人がいる世帯に、火事、地震、津波などの情報が目と耳で見て聴いてわかる受信機を設置します。

災害時緊急避難場所の確保	市内関連施設と協定を結び、福祉避難所及び二次避難所の確保を進めます。公園などの広域避難所にはマンホール式防災トイレや災害時給水拠点を設置することを検討します。
災害時要援護者マニュアルの作成・配付	復興のまちづくりとの整合性を図りながら、障がいの特性に配慮した災害時要援護者支援マニュアルを作成し、配付します。
防災ネットワークの確立	災害時に備えて地域住民や消防署、障がい者団体等と連携を図り、障がいがある人に必要な支援ネットワークを整備します。
被災者等支援体制の確立	被災者等の巡回相談を行うなどの支援体制を整備します。被災した人等が入院又は施設入所する手続きが迅速に行われるように医療機関や施設との連携を検討します。

(8) 障がいがある人が犯罪に巻き込まれないように、次の事業を行います。

種 別	事 業 内 容
防犯意識の啓発	障がいがある人や支援者を対象とした防犯意識の啓発のため、地域での集会等に担当職員を講師として派遣します。
防犯体制の確立	緊急通報、ファクシミリ、電子メール等を利用した通報体制を確立し、障がいがある人が犯罪に巻き込まれないように努めます。

(9) 障がいがある人が病気などで急な助けを必要とした時のために、次の事業を行います。

< 特定課題とその具体的目標 >

○緊急通報装置貸与事業の継続（有線及び携帯電波）

現在、障がいがある人や高齢者に貸与している緊急通報装置貸与事業を今後も継続していきます。

種 別	事 業 内 容
緊急通報装置の設置	一人暮らし又は健常者と非同居の重度身体障がい、視覚障がい、知的障がいがある人が、病気など急な助けを必要とした時に、電話以外の方法で消防署等へ通報できる装置の設置を継続していきます。
セーフティネットづくり	障がいがある人が安全・安心に暮らすために、医療・警察・消防等関係機関に対して啓発を行い、連携を強めます。

(10) 障がいがあっても、自らの能力を発揮して社会に貢献することや、誇りと生きがいを持って社会参加することが可能です。

また、障害者基本法では、障がい者計画の立案にあたって障がいがある人の参画を義務づけています。このことから、政策立案への当事者参画をより一層推進させるために、どのような配慮と支援があれば当事者が脇におかれることなく円滑に会議を進められるのかの具体的な検討を行います。

2 新しい生活環境を構築し、地域生活支援事業を推進します。

【施策の方向】

「復興のまちづくり」と並行して障がいがある人の視点から福祉のまちづくりを行い、新しい生活環境の構築を推進していきます。

一方で、陸前高田市の再生・復興までにはまだ時間が必要であり、地域で暮らす障がいがある人たちの生活上の困難さは大きいものがあります。

そのため、これまでの地域生活支援を回復させ、その維持や発展の方法を考えていく必要があります。

【施策の展開】

これまで展開されてきたさまざまな事業の取組を基に、(1)新しい生活環境の構築、(2)地域生活支援の推進の2つの側面から地域生活支援を充実・発展させていくため、次に示す陸前高田市地域生活支援事業（10必須事業、一部他項目事業計画と重複有）が円滑に進められるように引き続き取り組んでいきます。

- ・理解促進研修・啓発事業（障がい福祉交流会）
- ・自発的活動支援事業（自発的活動支援事業費補助、障がい当事者団体運営費補助）
- ・相談支援事業（相談支援事業委託、相談支援事業強化事業委託）
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業（法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援、その他法人後見の活動の推進に関する事業）
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業（個別支援型、グループ支援型、車両移送型）
- ・地域活動支援センター機能強化事業
- ・上記のほか、地域における障害福祉サービスの提供状況や障がいがある人のニーズに基づき実施が必要と判断される事業（訪問入浴サービス、生活訓練等、日中一時支援、レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許・改造助成、成年後見制度普及啓発、更生訓練費給付、知的障がい者職親委託、その他就業・就労支援）
- ・障害支援区分認定等事務

なお、「発達障害者支援センター運営事業」「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」「広域的な支援事業」の実施については、都道府県や指定都市又は中核都市に限るため、本市では行いません。

【事業計画】

(1) 新しい生活環境の構築

市民や行政、事業者が共同して福祉のまちづくりを推進します。その際、障がいがある人を含めた市民の参加・参画を原則とします。

また、生活環境のユニバーサルデザイン化を進めるために、障がいがある人を含めた市民とともに各種サイン（目で見えてわかる表示・文字盤等）の開発と普及を図っていきます。

< 特定課題とその具体的目標 >

○新しい生活環境の構築とユニバーサルデザインの推進

ア 設計施工業者等講習会実施事業

国の定める基準以上の細やかな施工を目標に、障がいがある人の意見を十分に聴取し理解するための講習会等を開いて、設計施工業者との協働意識を共有し、ユニバーサルデザインチェックリストの理解促進に努めます。

イ コミュニティセンターユニバーサルデザイン改修事業

各地区のコミュニティセンターに対し、多目的トイレや玄関スロープなどのユニバーサルデザインに対応した改修が実施できるように努めます。

ウ 一般家屋及び事業所バリアフリー改修補助金

障がいがある人の住まいのバリアフリー改修に対しては、国や県の補助金制度の周知に努めます。事業所（小売店等）のバリアフリー改修に対しては、商工会及び中小機構の補助金制度等の周知に努めます。

なお、新規の住宅建設に対して設けている市独自の補助金制度を今後も継続して実施するよう努めます。

種 別	事 業 内 容
ユニバーサルデザインの推進	誰もが自由で使いやすく住みやすい環境にするために、平成28年度に策定されたユニバーサルデザインチェックリストの考え方の普及や啓発に努めます。
居住環境のユニバーサルデザイン化	岩手県ひとにやさしいまちづくり条例に沿った建築物とするよう指導を行い、条例適用外の建築物については指導や啓発を行います。また、居住する建物についてもユニバーサルデザイン化を進めるとともに、地域ぐるみで住みやすい居住環境の実現を目指します。
公共施設等のユニバーサルデザイン化	公共施設及び多目的トイレ等のユニバーサルデザイン化を推進します。
公園のユニバーサルデザイン化	誰もが利用しやすい公園にするために、出入口等の段差解消や使いやすい水飲み場・トイレの整備を進めます。
道路環境のユニバーサルデザイン化	誰もが安全快適に通行できる道路や歩道とするために、段差解消や路面の平坦化、表示誘導の設置を図ります。
公共交通機関のユニバーサルデザイン化	復興後の公共交通機関をユニバーサルデザイン化し、車椅子対応タクシーやノンステップバスの増車・車内の各種ボタンや掲示物の色・形等を工夫することを事業者に働きかけます。

駐車場の整備	公共施設・一般商店等への障がいがある人などのための屋根付き駐車場の整備に努めます。
--------	---

(2) 地域生活支援の推進

地域で暮らすことを希望している施設入所者や入院している障がいがある人の地域移行が重要な課題となっており、地域での生活を支える体制づくりが急がれています。地域で暮らしている障がいがある人が安心して自立した生活を送り、社会参加できるように、さまざまな福祉サービスを提供していきます。

また、「重点施策2：地域を支える仕組みづくり」により、地域の相談支援体制の強化のため、支援困難事例への対処や地域の相談のためのネットワークづくり、地域移行・地域定着支援、権利擁護・虐待防止に対応できる基幹相談支援センターの設置、恒常的に不足しているホームヘルパーの確保のためホームヘルプサービス事業や同行援護事業、ヘルパー育成のための事業に対する施策等について検討します。

ア 相談支援・権利擁護体制の確立

どんなに障がいが高くても地域で生活したいと望む本人の意向に基づき、障がいがある人が自立した生活をしていくために直面するさまざまな問題の解決方法や適切な福祉サービスの利用方法を調整できるように、相談支援体制の充実を図ります。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進するとともに、人権侵害に遭わないようにするため、権利擁護を推進します。

特に、障害者虐待防止法の制定及び施行を契機に、様々な視点から実態調査を行い、障がいがある人に対する暴力や虐待を根絶するための研修、防止体制等の仕組みづくりを検討します。

< 特定課題とその具体的目標 >

○相談支援体制の強化と他部門との連携体制の充実

(7) 相談支援体制の強化

地域の相談支援専門員の質の向上を図るため、人材育成研修や基幹相談支援センターの設置等について、自立支援協議会の部会で検討します。

(8) 他部門との連携体制の充実

児から者、障がい福祉から介護保険など年代別に異なる支援や生活困窮者への経済的支援など他部門との連携体制を充実させることで、スムーズな相談支援が行えるよう、体制づくりについて検討します。

(9) 相談支援専門員を補助する職員の配置

生活支援相談員等のスキルや実績のある人の相談支援事業所への配置について検討します。

(10) ピアスタッフ（障がい当事者や家族などの相談支援員）の配置

ピアスタッフを育成するための、より高度なスキルを身につけるための研修事業や、育成したピアスタッフの派遣事業が可能かどうかを検討します。

○虐待防止対策の強化

- (7) 虐待防止対策の教育及び啓発の推進と、二次被害の防止
 誰もが信頼しあいよりよい関係を築くため、無理解や無知、差別、偏見意識に気づくことを目的として市民に対して講習や講演会を実施すると共に、関係機関が集まり、虐待防止対策について検討を行います。
- (4) 実態調査の実施
 虐待に対する実態調査を行い、暴力や虐待を根絶するための体制や実際の場を検討します。

種 別	事 業 内 容
相談支援事業	障がいがある人とその家族が地域で安心して自分らしい生活を送れるように、相談支援を行います。
精神保健福祉相談	精神障がいがある人の療養や生活に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。
発達障がい児相談支援	子どもの発達について多方面から相談を受け、障がいの早期発見に努め、その後も関係機関と連携していきます。
高次脳機能障がい相談支援	高次脳機能障がいの相談支援、関係機関連携、普及啓発等の支援を行います。
サービス等利用計画の作成と事業者との連絡調整	障害福祉サービスの支給決定を受けた人に対し、サービス等利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整等を行います。
地域移行・地域定着支援の推進	地域生活を希望している施設入所者や社会的入院をしている障がいがある人の地域生活支援、さらには、親元で暮らしている障がいがある人の自立・独立を支援し地域定着できるようにするための支援体制作りを行います。
日常生活自立支援事業	自分で判断することが難しい人に係る福祉サービス利用に関わる相談援助を行い、障がいがある人の権利を擁護し、生活を支援します。
成年後見制度利用支援	知的障がいがある人、精神障がいがある人、高齢の人など、自分で判断することが難しい人を保護する制度の利用を推進します。
生活サポートの推進	介護給付支給決定者以外の障がいがある人の日常生活を支援します。
虐待防止対策	障がいがある人に対する虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を検討します。
気仙地域障がい者自立支援協議会	気仙地域の障がい福祉に関し、障がい者団体等から意見を取り入れ、必要な支援体制を検討します。

イ 経済的自立の支援

障がいがある人が経済的に安定した生活を営めるように、年金や手当等の支給や税の減免等を通して経済的支援を行います（手当については、いずれも所得等による支給制限があります）。

種 別	事 業 内 容
障害基礎年金・障害厚生年金等の受給支援	病気やけが等により障がいを有することになった人に、障害基礎年金・障害厚生年金等受給の手続きを支援します。
心身障害者扶養共済制度（年金）	障がいがある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に死亡等があったとき、障がいがある人に終身一定額の年金を支給します。
特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がいがある人に対して、手当を支給します。
在宅家族介護手当	介護者の負担の軽減を図り、重度の障がいがある人などの福祉を増進するために支給します。
障害児福祉手当	重度の障がいがある児童に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいがある児童に対して手当を支給します。
経過的福祉手当	昭和61年3月31日において20歳以上の人で従来の福祉手当の受給者であった人のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず障害基礎年金も支給されない重度の障がいがある人に対して、手当を支給します。
軽自動車税の減免	一定の条件を満たす障がいがある人又は世帯に対し、軽自動車税の減免を行います。

ウ 訪問系サービス

障がいがある人が地域で安心して暮らせるように、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護をはじめとする、一人ひとりのニーズに応じた多様なサービスを提供します。

種 別	事 業 内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	在宅の障がいがある人のもとにホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の介護を行い、日常生活を支援します。
重度訪問介護	在宅重度肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、入浴、排泄等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	著しく行動が困難で、常時介護を要する知的又は精神障がいがある人に対し、行動上必要な支援や外出時の移動支援を行います。
同行援護	移動困難な視覚に障がいがある人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の介助等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいがある人のうち、意思疎通及び移動が困難な人に対し、居宅介護等を包括的に行います。
重度心身障害者訪問入浴サービス	通常の方法で入浴が困難な障がいがある人に対し、巡回入浴車を派遣し、自宅等で入浴介護を行います。

エ 日中活動系サービス

地域で暮らす障がいがある人に、施設等で日中の介護を行うとともに、創作活動や生産活動及び身体機能向上等の訓練の機会を提供します。また、介護者が介護できない場合や介護者の介護負担を減らしたい場合に、短期入所や一時的な入所支援を行うことで、地域での生活を支援します。

種 別	事 業 内 容
生活介護	常時介護を要する障がいがある人に、日中支援施設で入浴、排せつ等の介護を行いながら、創作や生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を要する障がいがある人に、日中病院で訓練や看護、介護等を行いながら、創作や生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を支援します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障がいがある人が自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間身体機能や生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行います。
日中一時支援事業	日中自宅での介護が困難な障がいがある人に活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等を行います。また、介護者の介護負担を減らすため、日中に障がいがある人を一時預かります。
地域活動支援センター	在宅の障がいがある人に、創作的活動や生産活動、社会交流等を行う場を提供します。

オ 居住系サービス

障がいがある人の住まいのあり方を検討します。

また、将来的にグループホームの利用を考えている障がいがある人の人数を把握し、入居待機者が出ないようにします。

種 別	事 業 内 容
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームにおいて、日常生活上の相談や入浴、排せつ、食事等の介護その他援助の提供を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいがある人に対して、主に夜間や休日、入浴・食事・排せつ等の介護を行います。
居住支援の推進	障がいがある人が地域での住居の確保に支障が生じないように、関係機関及び市民への啓発活動等を行います。

カ 移動に関する支援

障がいがある人が地域生活や社会活動の中で必要な移動手段を確保できるように、移動支援や移動にかかる費用の助成等のサービスを提供します。

現在、実施されている移動支援（同行介助、買物同行、通院介助及び余暇支援）を継続実施できるようにしていきます。

種 別	事 業 内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人が、地域生活と社会参加を実現できるよう、外出時の移動手段確保を支援します。
自動車運転免許の取得費助成	身体に障がいがある人が自動車運転免許を取得する際、条件にあてはまる人に対し、所定教習料金を助成します。
身体障害者用自動車改造費補助	身体に障がいがある人が運転する自動車の改造に要する費用を補助します。
タクシー券の助成	身体等に障がいがある手帳を所持している重度の人に対し、利用料金の一部を助成します。

キ その他のサービス

障がいがある人が地域生活や社会活動がスムーズに行えるように、補装具の利用支援や日常生活用具の給付など、さまざまなサービスを提供します。

日常生活用具の給付については、障がいがある人のニーズや社会情勢に応じて、定期的に見直しを図ります。

種 別	事 業 内 容
補装具の給付	補装具の購入又は修理が必要と認められる障がいがある人に対して、その費用の全部又は一部を補助します。
日常生活用具の給付	それぞれの障がいの特性に合った日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
住宅設備改修費用の助成	重度の障がいがある人に対して住宅設備改修費用を助成し、日常生活の便宜を図ります。
車イスのレンタル	普段使用している車イスが修理中の場合や、旅行中だけ使用したいといった場合などに、車イスを貸出します。

3 子ども・子育て支援施策・生涯学習の充実を図ります。

【施策の方向】

障がい児教育は心身に障がいがある児童を対象とした「心身障がい教育」から、発達障がいを含む障がいがある乳幼児等に対して、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育支援を行う「特別支援教育」へと転換しました。これを受け、一人ひとりが能力を活かして充実した生活を送るために、本人の適性に応じた適切な教育を受ける機会を保障する乳幼児から学校卒業まで一貫した支援を受けられる体制を整備します。また、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関等の連携を強化し、総合的な体制づくりを進めます。さらに、子育てをしている一人親家族の社会的支援策を検討します。

【施策の展開】

障がいがあるなしに関わらず、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、子ども・子育て支援のあり方について検討します。

【事業計画】

(1) 療育・保育・教育の充実

障がいがある子どものために、療育・保育・教育の相談支援ネットワーク（自立支援協議会の児童部会）において情報交換や各種問題への対応を検討すると共に、障がいがある子どもの保育所（園）での受け入れを推進します。

種 別	事 業 内 容
学校教育での福祉教育	子どもの頃から障がいに対する正しい理解を育むため、障がいがある人等による福祉教育を行います。
保育所（園）等での障がいがある児童の受け入れ	保育所（園）等での障がいがある子どもの受け入れを進め、障がいに配慮した保育を実施します。
児童発達支援事業（ふれあい教室）	子どもの発達について専門的な相談や療育を行い、子育ての悩みを解決する支援を行います。
巡回相談	各種専門相談員が保育所（園）等を巡回し、保育士等に対して、児童の発達等に関する指導・助言を行います。
障がい児療育支援事業	療育職員の技能向上のための発達障がい者支援人材育成講座等を開催し、地域での理解を促進します。
専門職の育成又は雇用	様々な訓練に対応するため、心理療法士、作業療法士、音楽療法士等の専門職を育成又は雇用に努めます。
関係機関のネットワークの構築	特別な支援を要する乳幼児や児童等への支援に関する各機関が相互理解するためのネットワークを構築します。

(2) 特別支援教育の充実

特別支援学級の設置や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等を通じて、学齢期の障がいがある子どもに対する学校教育の充実を図ります。また、就学相談や指導補助員の配置等を通じて、一人ひとりのニーズに応じた教育を受けられるように支援します。

種 別	事 業 内 容
就学前及び義務教育の就学相談	障がいの特性や程度に応じた適切な就学を推進するための就学相談を実施します。
校内委員会の設置等	障がいがある子どもや保護者のニーズに対応できるように校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名します。
特別支援学級の設置	市内の小中学校に特別支援学級（固定・通級）を設置し、一人ひとりのニーズに応じた教育を推進します。
指導補助員の配置	小学校・中学校の特別支援学級や通常学級に在籍する特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒に対し、指導補助員を配置し、個別学習支援と円滑な学級運営を行えるようにします。
巡回相談	巡回相談員が各校を巡回し、担任や特別支援コーディネーター等に支援のしかたなどについて助言を行います。
特別支援学校との連携	特別支援学校、小中学校、関係機関等で連携を深め、相互の行き来がスムーズに行えるようにします。
療育・保育・教育との連携	療育、保育及び教育の部署との連携を図り、一貫した支援が行えるよう、情報の共有化を図ります。

(3) 放課後活動・生涯学習の充実

障がいがある児童や生徒に放課後や長期休学中の活動の場を提供し、学校教育を修了した後の障がいがある人に対して生涯学習の場を提供することにより、生活の充実を図ります。

種 別	事 業 内 容
障がい児通所訓練・放課後等デイサービスの実施	放課後や休学期間中の活動の場として、通所訓練や放課後等デイサービスを実施し、生活能力向上のための活動の場を提供します。
学童クラブでの障がいがある子どもの受け入れ	学校から帰宅しても保護者が就労等により、家庭にいない障がいがある子どもを学童クラブで受け入れます。

放課後子ども教室への障がいがある子どもの受け入れ	放課後の学校施設を利用した放課後子ども教室に、当該校に在籍する障がいがある子どもを受入れ、諸活動を展開します。
障がいがある人の生涯学習の場の設置と充実	学校教育を修了した障がいがある人を対象に、各種事業を設け、生活の充実に必要な学習活動等の機会を提供します。
障がいがある人への生涯学習の指導者の発掘	関係団体と連携し、障がいがある人に文化・スポーツ・レクリエーションを教えることのできる指導者の発掘を行います。
障がい者スポーツ等の教室の設置と支援	障がいがある人にスポーツやレクリエーションを行う機会を提供できるような場を用意し、必要な活動の機会を提供します。

(4) 子育て中の一人親家族への支援の充実

子育て中の一人親家族は貧困家庭が多く、何らかの社会的支援を必要としていることから、生活困窮者に対して相談支援等を行います。

また、社会的支援を受けながら、障がいがある子どもと共に充実した幸せな生活を送ることができるようにするために、フードバンクの活用等の支援策を検討します。

4 雇用・就労の充実・拡大を図ります。

【施策の方向】

誰もが自分の適性や能力を活かして社会で働くことを希望しており、それぞれのニーズにあった職場を確保することが課題となっております。このため就労を希望する人が適切な職業能力を身につけることができるように、就労移行支援・就労継続支援の拡充を推進します。

また、現在利用している福祉的就労から一般就労に移行し、安心して働き続けることができるように、就労相談や就労支援（就職準備・就職活動・職場環境調整・職場定着支援等）を行うとともに、雇用者側の理解を促進して雇用の場や職域が拡大されるように努めます。

さらに、障害者優先調達法の推進に伴い、施設等で受託する業務を支障なく実施できるよう施設間で連携体制を強化することを検討します。

なお、法制度に基づく「就労支援の充実」や「就労相談・雇用の場と職域の拡大」については、従来通り行います。

【施策の展開】

自分に適した就労の場を選択することができるよう支援を行うと共に、一般就労を行っている人に対しても職場等からの理解が得られるよう支援を行う。

また、人員不足や体調不良等により欠員となった人を施設間で連携して対応できるようにするため、次のような要件について検討します。

- (1) 働くことを希望する障がいがある人が適切な「働く場」を選択することができるようにするために、様々な職種の情報提供や就労体験等の支援について検討を行う。
- (2) 一般就労を行っている障がいがある人が今後も就労を継続していけるよう雇用主や職場への理解促進や支援体制について検討を行う。
- (3) 各施設において連携可能な業務や利用者の意向について確認すると共に、連携方法について検討を行う。

【事業計画】

(1) 就労相談・就労支援の充実

一般企業で働くことを希望する障がいがある人からの相談や、適切な職業能力を身につけることへの支援など、さまざまな就労サポートを通して、一般就労への移行を促進します。

<特定課題とその具体的目標>

○就労支援に関する情報共有等

就労継続支援事業所等との情報共有・情報提供の方法等について検討します。

種 別	事 業 内 容
障がい者就業・生活支援センター	一般就労促進のために、相談や就労支援等を行い、自立と社会参加を応援します。また、事業所等への支援も行います。

就労移行支援	一般企業等での就労を希望する障がいがある人について、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着を支援する 人(ジョブコーチ) による支援	就労定着を支援する人(ジョブコーチ)の受入れを事業者に促し、障がい者が職場に適応できるように支援します。
施設入所者就職支度 金給付事業	施設入所している障がいがある人が就職する際の一時金として、支度金を給付し、自立の促進を図ります。

(2) 雇用の場と職域の拡大

一般企業で働くことを希望する障がいがある人に対し、雇用の場を提供するため、職域の拡大など、次の事業を行います。

<特定課題とその具体的目標>

○当事者の体験就労にかかる交通費の補助

研修期間は給与支給が無いため収入のない障がいがある人にとっては、通勤のための交通費が負担となることから、補助金の交付を継続して行っていきます。

種 別	事 業 内 容
公共機関等での雇用の促進	市役所をはじめとする公的機関や公的事業委託事業者での雇用の促進を図り、障がいがある人の働く場所を拡大します。
障がい者雇用に関する事業所の理解促進	雇用拡大について啓発活動を行い、雇用者側の理解を促進するとともに、法定雇用率の達成を促します。
市内障がい者雇用事業所との連携	市内の障がい者雇用事業者と情報交換を行い、トライアル雇用等を通じて雇用に結びつけるように連携します。

ユニバーサルデザイングッズの研究開発及び実用化	障がいがある人と企業や社会福祉施設が連携し、ユニバーサルデザイングッズの研究開発や実用化を目指します。
職場体験実習の拡大	職場体験実習（チャレンジショップ等）を拡充し、働く体験の機会と実践的な就労体験の場を増やします。
事業所内授産事業（包括補助事業）	事業所内授産事業を拡大し、働く意欲のある障がいがある人の福祉的就労から一般就労への移行を促進します。
1次産業への参入	障がいがある人に対し1次産業への参入を促し、6次産業化による収入の向上を目指します。

5 保健・医療サービスの充実を図ります。

【施策の方向】

乳幼児に対する健康診査や相談・指導を行い、障がいの早期発見、早期療育につながるよう努めます。成人の健康診査等により、生活習慣病等障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療につながるよう努めます。

また、自立支援医療や医療費助成制度等により、障がいがある人の医療サービスを支援するとともに、保健・医療関係者が障がいに関する正しい認識を習得するため、医師会等を通じて必要な情報提供等の支援を行います。

さらに、心の病の市民啓発活動の充実を図り、各種保健・医療サービスの充実を検討します。

【施策の展開】

健康診査や医療費助成制度等を充実させることで、疾病や障がいがあっても、可能な限り地域で安心して生活できるまちづくりについて検討します。

【事業計画】

- (1) 乳幼児や成人、妊産婦等に対する相談や健康診査等のサービス
乳幼児等に対する相談や健康診査等のサービスとして、次の事業を行います。

種 別	事 業 内 容
妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児訪問及び相談	妊産婦、新生児、医療依存度の高い乳幼児及び未熟児の家庭を訪問し、健康状態や生活環境、疾病予防等について、保健師や助産師が相談や指導を行います。
乳幼児健康診査	乳幼児期の各期に健康診査を行い、障がいの疑いのある乳幼児の早期発見や、相談及び指導を実施します。
心理発達相談	乳幼児の言葉の遅れや対応の仕方に不安があるときに、心理相談員が相談に応じます。

各種健康診査	各期に、生活習慣病に関する健康診査を行います。
がん検診	胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がんの早期発見を目的とした検診を行います。
成人歯科検診・妊婦等歯科検診	市民を対象に、歯科検診を実施します。
歯科医療連携推進事業	歯科医師と歯科保健事業を考えます。

- (2) 医療費に係るサービス
医療費に係るサービスとして、次の事業を行います。

種 別	事 業 内 容
自立支援医療 (更生／育成)	身体に障がいがある人（子ども）の障がいの程度を軽減又は除去するために医療が必要な場合に、その医療費を助成します。
自立支援医療 (精神通院)	精神障がいのため通院による精神医療を継続的に必要とする場合に、その医療費を助成します。
重度心身障がい者医療費助成制度	心身に重度の障がいがある人に対して、医療費の自己負担額の一部を助成します。
特定疾病医療費等助成制度	特定の病気に限り保険内の医療費を助成します。所得状況に応じた段階別一部自己負担が必要です。

第5 重点施策一覧

この計画を実行するために、特に力を入れる部分について書かれています。

この計画を実行するにあたり重点的に検討していく施策（重点施策）を、次のとおり4つ決めました。

この重点施策を推進するために、特に協議が必要と考えられる内容について障がい者福祉施策推進協議会において検討を行います。

重点施策1：地域共生社会の実現と、当事者参画推進体制の構築

重点施策2：地域を支える仕組みづくり

重点施策3：子ども・子育て支援体制の確立

重点施策4：就労支援体制の確立

重点施策1：地域共生社会の実現と、当事者参画推進体制の構築

障がいがある人がいろいろなことに参加するにはどうしたらよいか、障がいがある人がいきいきと生活できるまちにするにはどうしたらよいか、障がいのことをわかってもらうにはどうしたらよいか、災害がきたときに障がいがある人はどうすればよいかを考えます。

【事業目標】

- 1 障がいがある人が福祉政策の立案に参画できるような当事者参画推進体制が構築されたまちを目指します。
- 2 障がいがある人やご高齢の人、子ども、外国人、社会的に支援を必要とする人たちを含めた全ての市民が、共同して一人ひとりが社会の一員として振舞うことができ、余暇活動や社会活動を通して社会に参加でき、地域の資源を利用でき、自由に市内を行き来でき、あたりまえに生きていくことができる市民主体のまちを目指します。
- 3 現在の福祉教育を見直し、将来の社会を担う子どもたちが、障がいがある人との直接的な交流や障がい福祉施設等を見学体験することで障がいへの理解を深め、共生化社会の実現されたまちを目指します。
- 4 今後想定される災害にも十分に備え、障がい特性に配慮した対策が図られ、地域で安心して自立生活が送れるまちを目指します。

【検討内容】

- 1 陸前高田市に根づいた公的計画策定への当事者参画を障がいがある人の立場から見直し、障がいがある人が自ら福祉政策を立案できるまちをつくるにはどうすれば良いかを検討します。
- 2 人権や命の大切さについて考え、一人ひとりが社会の一員として振舞うにはどうすれば良いか、誰もがあたりまえに生きていくにはどうすれば良いか、障がいがある人が自立するにはどうすれば良いか、市民主体のまちとはどんなまちかを検討します。
また、障がいがある人たちがどのようなことをしたいと思っているのか、情報交換の場を設けることについて検討します。
- 3 障がいへの理解を深めるため、福祉教育を見直し、将来の社会を担う子どもたちが共生化社会の実現されたまちを創っていくためには、どのように障がいがある人との直接的な交流や障がい福祉施設等を見学体験すれば良いかを検討します。
- 4 障がいがある人の災害対策について、障がいがある人本人の立場から具体的に検討します。また、逃げることについて学べる機会を設けることについて検討します。

重点施策 2：地域を支える仕組みづくり

障がいがある人が安心して相談できるようにするにはどうしたらよいか、障がいがある人一人ひとりが求めている福祉サービスがいつでもどこでも利用できるようにするにはどうすればよいかを考えます。

【事業目標】

- 1 地域の住民活動が活性化するように、地域ネットワークの形成を目指します。また、地域ネットワークにより、地域の相談支援体制の強化を行いながら、相談に対する包括的な対応ができるような体制の整備を目指します。
- 2 支援困難事例への対処や地域移行・地域定着支援、権利擁護・虐待防止に対応する基幹相談支援センターの設置を目指します。また、障がいがある人の高齢化及び重度化や『親亡き後』も見据えつつ、障がいがある人の地域生活支援を更に推進する観点から、地域生活支援拠点の設置を目指します。
- 3 障がいがある人へのサービスが質量ともに安定して保証されるように、市独自の助成制度やヘルパー制度等の整備を目指します。

【検討内容】

- 1 障がいがある人やご高齢の人、子ども、外国人、社会的に支援を必要とする人たちを含めた全ての市民同士が交流し相談することができるネットワーク及び相談支援体制を形成するため、総合相談窓口について検討します。
- 2 相談支援・権利擁護体制の確立に向け、基幹相談支援センターの設置について、具体的な検討を行います。また、障がいがある人の地域生活支援を更に推進する観点から、地域生活支援拠点の設置について、具体的な検討を行います。
- 3 公的介護を利用しながら、充足されない介護に携わる人を市の独自制度で補完していく制度のあり方を検討します。さらに、個人の意思を尊重し、その人の送りたい人生を支援する人材の養成及び育成の仕方を検討します。

重点施策3：子ども・子育て支援体制の確立

障がいがある子ども一人ひとりにあったサービスを考えます。また、障がいがある子どもがいる家族が、みんな幸せに暮らすためのサービスを考えます。

【事業目標】

- 1 児童発達支援センター及び障がい児入所施設を中核とした又はそれに準じた地域支援体制の整備を目指します。
- 2 医療的ケアが必要な障がいがある子どもが適切な支援を受けられる支援体制の推進を目指します。
- 3 障がいがあるなしに関わらず、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援できるまちを目指します。
- 4 障がいのある子どもだけではなく、家族全体を支援するために、関係機関の連携を行い、就学前から就労後まで幅広い支援体制の整備を目指します。

【検討内容】

- 1 児童発達支援センター及び障がい児入所施設がない気仙圏域で、障がいがある子どもの障がいの重度化、重複化及び多様化への対応、児童発達支援事業所等との緊密な連携、障がいがある子どもへの支援体制の整備、保育所等訪問支援の実施体制の整備、短期入所や親子入所等の実施体制の整備等（面的整備も含む）について検討します。
- 2 医療的ケアが必要な障がいがある子どもに対して保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を推進していくよう努めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。
- 3 次代の社会を担う子ども一人ひとりを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進します。その中で障がいがある子ども一人ひとりにあったサービスや、感性を磨ける体験を提供するためにはどうしたらよいか、障がいがある子どもを抱える家庭が、親子ともどもいきいきと幸せに暮らせるようにするためにはどうしたらよいかを具体的に検討します。
- 4 障がいがある子どもの親をサポートするために、親同士が気軽に集える場所を確保し、子どもだけではなく、親に対する支援体制について検討します。関係機関の連携を深めるために、機関同士の話し合う場所の作成や、サポートファイル「つむぎ」の記載支援を行うなど、支援体制の強化について検討します。

重点施策4：就労支援体制の確立

障がいがある人が自分に適した仕事に就き、それを継続していける体制について考えます。

【事業目標】

- 1 障がいがある人が自分に適した仕事に就けるようにするための支援体制の整備を目指します。
- 2 障がいがある人が一般就労した後も継続して仕事を続けていけるような支援体制の整備を目指します。
- 3 障害者優先調達法の推進に伴い、施設等で受託する業務を支障なく実施できるよう施設間で連携体制の整備を目指します。

【検討内容】

- 1 働くことを希望する障がいがある人が適切な「働く場」を選択することができるようにするために、様々な職種の情報提供の方法や就労体験等の支援について検討を行います。また、就労につながるような講習会の開催についても検討します。
- 2 一般就労を行っている障がいがある人が今後も就労を継続していけるよう雇用主や職場への理解促進や、リモートワーク等の新しい方法を含めた支援体制について検討を行います。
- 3 市内の各施設において連携可能な業務や利用者の意向について確認すると共に、連携方法について検討を行います。
また、事業所の作業内容等を知ってもらうため、一般企業等の事業所見学の機会を設けることができないか検討します。

第5章 陸前高田市障がい福祉計画 陸前高田市障がい児福祉計画

第1 基本的理念

「みんないっしょに生きるまちづくり」のための目標が書かれています。

1 計画策定の法令根拠、趣旨、目的及び特色

「陸前高田市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき市が策定する計画で、国や岩手県の指針を踏まえ、障がいがある人たちからの意見を聞きながら、障がい福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的とします。

その目的を達成するため、「陸前高田市障がい福祉計画」は、震災被害からの再生及び復興を目指し、障がいのある人もない人も誰もが住みやすく、互いに生活を支え合えるまち（社会）づくりを補完する、障がいがある人たちやその支援者たちが地域でいきいきと暮らせるための数値目標等を盛り込んだものとします。

2 基本的理念

本市では、障害者基本法の理念を踏まえ、障がいがある人の自立と社会参加を基本とし、次に掲げる点に配慮して障がい福祉計画を推進します。

(1) 障がいがある人の自己選択及び自己決定を尊重した市民主体のまちづくり及び当事者参画の推進

誰もがいきいきとした社会生活をしながら地域で暮らし続けられるような場を広げるため、障がいがある人、ご高齢の人、子ども、外国人、社会的に支援を必要とする人たちのより開放的な社会参加を促進し、誰もが地域の資源を利用し、自由に市内を行き来でき、全ての市民があたりまえに生きていくことのできる市民主体のまちづくりと当事者参画推進体制の構築を目指します。

(2) 格差のないサービスの計画的な提供

障害者総合支援法の施行によって自治体が障害福祉サービス等についての一義的な実施責任を負うとされていることから、障がいの種別や程度を問わず、格差のないサービスの提供及び充実を目指します。また、必要な障害福祉サービスや相談支援の計画的な提供を目指します。

(3) 入所施設等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいがある人の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活への移行や地域生活継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供を目指します。また、障がいがある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する体制づくりを目指します。

第2 基本的な考え方

この計画を作ったときの考え方が書かれています。

社会的に弱い立場の人が遠慮や我慢を強いられる事無く、周囲の理解を得られ積極的に活動できる環境づくりを行うために、次の考え方により障がい福祉サービス等の数値目標及び見込みを設定し、計画的な整備を令和5年度末までに行います。

1 「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」の推進に関する基本的考え方

- (1) 「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン」に基づく障がい福祉施策の推進
「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン」の考え方に基づき障がい福祉施策を推進するために、「市民主体のまちづくり」「福祉教育を通しての障がいがある人への理解促進」「社会参加促進と当事者参画」という3つの視点から検討を進めます。
- (2) 新しい生活環境の構築とユニバーサルデザインの推進
障がいがある人の視点からまちづくりを行い、新しい生活環境の構築を推進します。また、生活環境のユニバーサルデザイン化を進めます。
- (3) 災害対策と社会的弱者に配慮したまちづくりの推進
誰もが安全かつ適正に避難できるハザードマップの作成と社会的弱者に配慮したまちづくりを推進します。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいがある人が東日本大震災による被災前と同等又はそれ以上の障害福祉サービスを利用できるように、サービス提供体制の充実を図るとともに、障がいがある人のサービス利用を支援し、促進していきます。

- (1) 地域移行の推進と地域生活支援の充実
障がいがある人の地域における住まいの場の確保のため、岩手県と協働で地域生活を支援する体制整備に努め、入所施設等から地域生活への移行を促進し、地域における住まいのあり方や安心して住居を確保するための方法を検討していきます。
- (2) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
事業者の就労移行支援事業の推進、就労継続支援事業A型への参入促進を支援することにより、障がいがある人の福祉施設から一般就労への移行等を推進するとともに、事業者等と連携し、福祉的就労の場の拡充を進めます。
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
地域生活支援拠点として、グループホームや障がい者支援施設などの居住支援機能や、地域相談支援や地域生活支援のコーディネーター利用やショートステイなどの地域支援機能を一体的に整備していきます。
- (4) 訪問系・日中活動系・居住系サービスの保障
誰もが住み慣れた地域や家で生活していけるようにするための各種サービスを整備していきます。
- (5) 相談支援体制の整備及び拡充とコミュニケーション支援
障がいがある人が適切に障害福祉サービスを利用できるように、複数の事業者による相談支援ができる体制の整備及び拡充を進めます。また、コミュニケーション支援体制強化のために、行政機関などへの手話通訳者や代筆補助者の専門員配置を検討します。
- (6) 障がいがある人に対する権利擁護の推進と暴力・虐待の防止
障がいがある人に対する権利擁護を推進し、障害者虐待防止法に基づく実態調査を行い、障がいがある人に対する暴力や虐待を防止するための研修体制や防止体制の仕組みづくりを検討します。
- (7) 障がい児支援の提供体制の基盤整備
障がいがある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の基盤整備を行います。

第3 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

障がいがある人の生活が良いものになるように目標を作ります。

- 1 誰でも地域で暮らせるようにします。
- 2 誰でも希望するところで働けるようにします。
- 3 誰でも地域で暮らせるように、相談できる人を配置します。
- 4 誰でも地域で暮らせるように、サービスを用意します。
- 5 誰でも気軽に相談できる仕組みを作ります。
- 6 みんなの権利を守り、いじわるなことやひどいことをさせないようにします。
- 7 障がいがある子どもが、助けてもらえるようにします。

地域生活支援や就労支援といった課題に対応するため、これらの課題に関し、令和8年度を目標年度として数値目標を設定します。

まずは震災前の実績程度までの復元を目指し、その後国が示している目標値に近づくことを目指します。

- i 令和8年度末までに、入所施設で暮らす障がいがある人たちの地域移行を増やし、地域生活支援・地域定着支援を充実します。
- ii 令和8年度末までに、社会福祉施設から一般就労への移行を少しでも増加できるようにすることを目指します。
- iii 障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を少なくとも1つ整備し、障がいがある人の「親亡き後」の高齢化や重度化などを見据え、障がいがある人の地域生活を支援します。
- iv 令和8年度末までに、地域生活支援事業を充実・強化し、障がいがある人たちが求める生活基盤の再構築と生活の質の向上を目指します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 令和4年度末時点の施設入所者数（施設入所支援利用者数）の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することが国の指針となっていますが、本市の状況を鑑み、次のとおりとします。

本市の令和4年度末時点での施設入所者数は31人であり、2人（31人の6.5%）の地域生活移行を目標とします。

地域生活への移行については、グループホームへの移行を中心に検討します。

本市では、東日本大震災以前にはグループホームとケアホームが市内に7箇所（うち1箇所は整備中）ありましたが、全て流失してしまいました。

令和5年度末までに6箇所が整備され、震災前と同程度の定員まで復元されていますが、第6期計画の目標であるグループホームの整備が達成できていないことに加え、「親亡き後」の課題等によるニーズの増加も見込まれるため、引き続きグループホームの増設を目標とします。

また、グループホームを整備したときには、自立訓練や地域移行支援を積極的に行

い、グループホームへの転居を進め、グループホームに転居した方々については、地域定着支援等を行い、地域生活を支援します。

表 10. 地域移行者数

(単位：人／各年度末現在)

区分	年度当初入所者数	新規入所者数	入所中死亡者数	地域生活移行者数		年度末入所者数	移行見込目標値	地域生活移行者数目標値
				G・H・C・Hへ	その他			
令和3年度	32	0	0	0	0	32	1	3 H30-R2
令和4年度	32	0	1	0	0	31	1	
令和5年度 (11月末)	31	1	1	0	0	31	1	
令和6年度	31	—	—	0	0	31	0	2 R6-8
令和7年度	31	—	—	1	0	30	1	
令和8年度	30	—	—	1	0	29	1	

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

表 1 1. グループホーム設置目標

東日本大震災前			令和 8 年度までの目標		
グループホーム・ ケアホーム名	型	定員	グループホーム名	型	定員
松原ホーム	ケア	6	大隅ホーム（愛）	包括	7
しおさいホーム	ケア	3	野の花ホーム（愛）	包括	6
中田ホーム	ケア	7	Mercury（燦）	包括	9
曲松ホーム	ケア	5	しおさいホーム（愛）	包括	6
長砂寮	ケア	4	椿ホーム（愛）	包括	6
館の沖ホーム	ケア	4	あさひホーム（愛）	包括	4
（建設中）	ケア	6	増設	包括	5
計		35	増設	包括	6
			増設	包括	6
			計		55

(2) 施設入所者数を令和 4 年度末時点から 5 %以上削減する。

(1)と同様の内容により、施設入所者数削減を推進していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいがある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムを圏域で整えます。

障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、以下の通りの目標とします。

表 1 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	単位
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3	3	3	回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への参加者数	21	21	21	人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0	0	1	人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0	0	1	人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	15	15	15	人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0	0	1	人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0	0	0	人

3 福祉施設から一般就労への移行

- (1) 福祉施設（就労移行支援事業所・就労継続支援事業所）から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする、という国の指針が示されています。

本市の福祉施設から一般就労への移行者数の令和3年度実績は0人であったため、今回は1人が一般就労へ移行することを目標とします。

一般就労への移行については、就労継続支援事業所、障がい者就業・生活センターを中心に、休止中の就労移行支援事業所の再開も含めて、検討していきます。

表13. 一般就労への移行者数

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労移行支援	0	0	0	人
就労継続支援A型	0	0	0	人
就労継続支援B型	0	0	1	人

- (2) 国の基本指針では、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍とすることを基本とすると示されています。

また、就労定着支援事業の就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を修了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする、と示されています。

本市では就労定着支援事業を提供する事業所がなく、過去のサービス提供実績もないため、今回の見込み量は0としますが、今後、必要により適切に対応していきます。

表14. 就労定着支援事業

区分	基準	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労定着支援	事業所数	0	0	0	箇所
	就労定着支援事業の利用者数	0	0	0	人
	過去6年間において就労定着支援の利用を修了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間、継続して就労している者、又は就労していた者の占める割合が7割以上の事業所	0	0	0	箇所

4 地域生活支援拠点等の整備

- 障がいがある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市内又は圏域内に少なくとも1つ整備する。

平成24年6月成立の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議において、「障がいがある人の高齢化及び重度化や『親亡き後』も見据えつつ、障がいがある人の地域生活支援を更に推進する観点から、グループホーム、小規模入所施設等を含め、『地域における居住支援』のあり方について、早急に検討を行うこと。」とされています。

この『地域における居住支援』には、次のような機能が求められています。

- (1) 相談（地域移行、親元からの自立等）
- (2) 体験の機会及び場（一人暮らし、グループホーム）
- (3) 緊急時の受入及び対応（ショートステイの利便性や対応力の向上等）
- (4) 専門性（行動障がい等専門的な対応のできる人材の確保、養成及び地域資源の活用等）
- (5) 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置、地域資源の活用等）

この『地域における居住支援』の拠点（地域生活支援拠点）については、令和8年度までに、各市町村又は圏域において少なくとも1つは整備することとされています。

このことから、本市では、地域生活支援拠点を令和8年度までに気仙圏域（大船渡市、陸前高田市及び住田町）で1箇所整備することを目標とします。

また、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする、とされていることから、拠点整備後には、年1回の検証・検討の機会を設けることを目標とします。

表15. 地域生活支援拠点等

区分	基準	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
地域生活支援拠点	地域生活支援拠点数	0	0	1	箇所
	運用状況の検証及び検討	0	0	1	回
	コーディネーターの配置人数	0	0	1	人

5 その他障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る目標

(1) 訪問系サービス

本市において、訪問系サービスを実施している事業所が少数であることや、東日本大震災の影響などを考慮し、現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、次のとおり利用者数と利用量の目標を設定します。

ア 居宅介護

居宅介護とは、自宅における入浴、排せつ、食事の介護などの手助け（ホームヘルプ）を提供するサービスです。

令和5年度までのサービス提供実績における利用人数は50人前後となっていますが、潜在的な利用希望者は多く、ホームヘルパーの増員やサービス提供事業所増設などサービス提供体制の確保に努め、サービス利用者の増と、利用者1人当たり月10時間平均の利用の確保を目標とします。

表16. 居宅介護の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
居宅介護	サービス量	373	406	443	時間 ——— 人
		46	49	54	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	500	520	540		
	50	52	54		
	実人数				

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

※ 「時間」＝月間のサービス提供時間の合計

イ 重度訪問介護・重度障害者等包括支援

重度訪問介護とは、一定の要件に該当する重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、排せつ、入浴、食事、外出時の移動支援を総合的に提供するサービスです。

重度障害者等包括支援とは、常時介護を必要とする障がいがある人であって、その介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

計画策定段階において、重度訪問介護、重度障害者等包括支援とも、事業を利用している人がいません。どちらも今回の見込み量は0としますが、今後、必要により適切に対応していきます。

表 17. 重度訪問介護・重度障害者等包括支援の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
重度訪問 介護	サービス量	0	0	0	時間 ——— 人
		0	0	0	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	0	0	0		
	0	0	0		
重度 障害者等 包括支援	サービス量	0	0	0	時間 ——— 人
		0	0	0	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	0	0	0		
	0	0	0		

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

※ 「時間」＝月間のサービス提供時間の合計

ウ 同行援護・行動援護

同行援護とは、視覚障がいがある人に対する移動中の支援や、外出先において必要な視覚的情報の支援を行うサービスです。

行動援護とは、重度の知的又は精神障がいがある方で、行動上著しい障がいのため、常時介護を必要とする人を対象に、行動の際に生じる危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

行動援護については、計画策定段階において当該事業を利用している人がおらず、利用実績もないため今回の見込み量は0としますが、今後、必要により適切に対応していきます。

表 18. 同行援護・行動援護の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
同行援護	サービス量	168	197	176	時間 ——— 人
		6	5	6	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	180	180	180		
	6	6	6		
実人数	180	180	180		
	6	6	6		
区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
行動援護	サービス量	0	0	0	時間 ——— 人
		0	0	0	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	0	0	0		
	0	0	0		
実人数	0	0	0		
	0	0	0		

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

※ 「時間」＝月間のサービス提供時間の合計

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについても、現に利用している人の数や障がいがある人等のニーズを勘案して、次のとおり利用者数と利用量の目標を設定します。

ア 生活介護

生活介護とは、常時介護を必要とする人で、日中に障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会などを提供するサービスです。

生活介護については、「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の(1)と同様の検討を行い、施設入所者の地域生活への移行者数（3年で2人の移行を目標としているが、生活介護は継続して利用すると思われるため、現状を維持すると思われる。）や、平均的な1人当たりの利用量（1人当たり月17日）等を勘案して、目標を設定します。

表19. 生活介護の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
生活介護	サービス量	1,111	1,099	1,126	人日分 ——— 人
		68	69	70	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	1,190	1,207	1,224		
	70	71	72		
	実人数				

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

※ 人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

イ 自立支援（機能訓練・生活訓練）

自立訓練の機能訓練とは、特別支援学校卒業予定者や退所や退院により地域生活移行をする人、新たに視覚障がいとなった人に対して、身体機能の維持や回復のためのリハビリテーションや、日常生活動作の訓練を実施するサービスです。

機能訓練については、計画策定段階において当該事業を利用している人がいないことから今回の見込量は0としますが、施設入所者の地域生活への移行者数や、平均的な1人当たりの利用量等を勘案し、必要に応じて適切に対応していきます。

自立訓練の生活訓練とは、特別支援学校卒業予定者や退所や退院による地域生活への移行を目的に、生活能力向上のために、一定期間必要な訓練を行うサービスです。

生活訓練についても、計画策定段階において当該事業を利用している人がいないことから今回の見込量は0としますが、平均的な1人当たりの利用量等を勘案し、必要に応じて適切に対応していきます。

表 20. 自立支援（機能訓練・生活訓練）の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
自立支援 ・ 機能訓練	サービス量	0	0	0	人日分 ——— 人
		0	0	0	
	——— 実人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	0	0	0		
	0	0	0		
区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
自立支援 ・ 生活訓練	サービス量	18	0	0	人日分 ——— 人
		1	0	0	
	——— 実人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	0	0	0		
	0	0	0		

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

※ 人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

ウ 就労移行・就労定着支援

就労移行支援とは、65歳未満の人や特別支援学校卒業者などで、企業等への就労又は在宅就労を希望する人を対象に、定められた期間内で、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力を取得するために必要な訓練等を提供するサービスです。

そして、就労定着支援とは、就労に伴い生じている生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整等、問題解決に必要なとなる支援を行うサービスです。

本市では就労定着支援事業を提供する事業所がなく、過去のサービス提供実績もないため、今回は利用見込みとして目標を設定します。

就労移行支援については、「3 福祉施設から一般就労への移行」による施設入所者の地域への移行者数及び福祉施設の利用者の一般就労への移行者数（令和8年度までに1人を目指す）や入院中の精神障がいがある人のうち地域生活への移行後に就労移行支援の利用が見込まれる人の数（0人）、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数（1人）、平均的な1人当たりの利用量（1人当たり月22日）等を勘案して、目標を設定します。

また、就労定着支援は、当該事業を利用している人がおらず利用実績もないため今回の見込み量は0としますが、今後、必要により適切に対応していきます。

表2.1. 就労移行支援の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
就労移行 支援	サービス量	0	0	4	人日分 ——— 人
		0	0	1	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	22	22	22		
	1	1	1		

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

※ 人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

表2.2. 就労定着支援の必要量の見込み

区分	基準	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労定着 支援	実人数	0	0	0	人

エ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援にはA型とB型があり、A型は、福祉事業所で雇用契約に基づく就労機会を利用することにより、一般就労への移行又は就労継続を目的とするサービスで、B型は、通所により就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識取得及び能力の向上のために必要な訓練等が提供されるサービスです。

就労継続支援については、施設入所者の地域生活への移行者数（3年で2人の移行を目標とする。）や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援の利用が見込まれる者の数（0人）、平均的な1人当たりの利用量（A型：1人当たり月22日、B型：1人当たり月22日）、B型から就労移行支援への移行やA型への移行等を勘案して、目標を設定します。

表23. 就労継続支援（A型・B型）の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
就労継続 支援 ・ A型	サービス量	55	75	0	人日分 ——— 人
		4	4	0	
	実人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		22	22	22	
		1	1	1	
区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
就労継続 支援 ・ B型	サービス量	2,433	2,528	2,427	人日分 ——— 人
		148	145	145	
	実人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		3,256	3,300	3,344	
		148	150	152	

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

オ 就労選択支援

就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスとして創設されます。就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）の利用実績等から、目標を設定します。

表 2 4. 就労選択支援の必要量の見込み

区分	基準	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	単位
就労選択 支援	実人数	/	5	5	人

カ 療養介護

療養介護とは、医療を要する障がい者（児）で常時介護が必要な人を対象に、主に昼間に、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護や日常生活上の手助けを提供するサービスです。

療養介護については、現状の利用者数（4人）と利用日数（1人あたり月30日）により、継続して見込み量を設定します。

表 2 5. 療養介護の必要量の見込み

区分	基準	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (11 月末)	単位
療養介護	サービス量 ————— 実人数	154	148	122	人日分 ————— 人
		6	5	4	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
		150	150	150	
		5	5	5	

※ 令和 3 年度～令和 5 年度は実績数値、令和 6 年度～令和 8 年度は見込数値。

※ 人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

キ 短期入所

短期入所（ショートステイ）とは、介護者の病気や地区行事への参加などの理由で在宅での障がいがある人の介護が難しい場合、障がいがある人に障がい者支援施設や病院、介護老人保護施設等へ短期間宿泊してもらい、その施設で障がいがある人の入浴、排せつ、食事などを手助けしてもらうサービスです。

福祉型の短期入所については、これまでの実績による利用者数の平均（7人）と、施設入所者の地域生活への移行者数（2人）や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援の利用が見込まれる人の数（0人）、平均的な1人当たりの利用量（1人当たり月7日）等を勘案して、目標を設定します。

医療型の短期入所については、計画策定段階において当該事業を利用している人がいないことから今回の見込量は0としますが、必要により適切に対応していきます。

表 2 6 . 短期入所の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
短期入所 (福祉型)	サービス量	22	55	41	人日分 ——— 人
		7	5	9	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	70	70	70		
	10	10	10		
実人数	70	70	70		
	10	10	10		
区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
短期入所 (医療型)	サービス量	0	0	0	人日分 ——— 人
		0	0	0	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	0	0	0		
	0	0	0		
実人数	0	0	0		
	0	0	0		

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

※ 人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

(3) 居住系サービス

居住系サービスについても、現に利用している人の数や障がいがある人等のニーズを勘案して、次のとおり利用者数と利用量の目標を設定します。

ア 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）とは、生活支援員の援助を受けながら自立した生活を送る、小規模、少人数の共同生活の場です。

共同生活援助は、平成26年度から共同生活介護（ケアホーム）と統合されました。それによって、共同生活援助は、以前の共同生活介護の性格を持ち自ら介護サービスを提供する「介護サービス包括型」と、指定居宅介護事業所に介護サービスの提供を委託する「外部サービス利用型」の2種類の区分で運営されることとなりました。

さらに、共同生活援助では、「介護サービス包括型」「外部サービス利用型」による「本体住居」との密接な連携を前提とした、一人暮らしに近い形態のサービスを提供する「サテライト型住居」も設置できることとなりました。

共同生活援助については、これまでの実績による利用者数（42人）と、施設入所者の地域生活への移行者数（3年で2人の移行を目標とする。）や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数（0人）等を勘案して、目標を設定します。

表27. 共同生活援助の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
共同生活 援助	定員数	34	36	36	人
		41	43	42	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	人	
	38	43	55		
	45	45	45		

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

※ 定員数は、陸前高田市にあるグループホームの定員数の合計であり、実人数は、他市町村のグループホームへの入居者を含めた人数であるため、実人数が定員数を上回ることがある。

※ 共同生活援助の定員数は、各年度の3月31日現在として見込む。

イ 施設入所支援

施設入所支援とは、施設入所者が主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を受けるサービスです。

施設入所支援については、「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の(1)と同様の検討を行い、令和4年度末時点の施設入所者数（31人）を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数（3年で2人の移行を目標とする。）を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、地域の実情に応じて目標を設定します。

表28. 施設入所支援の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
施設入所 支援	実人数	32	31	31	人
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		31	30	29	

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

ウ 自立生活援助

自立生活援助とは、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいがある人が、集団生活ではなく一人暮らしを希望する場合に、定期的な訪問や随時の相談対応により、日常生活における必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行うサービスです。

自立生活援助については、単身世帯や同居している家族による支援を受けられない障がいがある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数（2人）、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数（0人）を勘案して、地域の実情に応じて目標を設定します。

計画策定時点で当該事業を利用している人がおらず利用実績もないため、今回の見込み量は0としますが、今後、必要により適切に対応していきます。

表29. 自立生活援助の必要量の見込み

区分	基準	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立生活 援助	実人数	0	0	0	人

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が必要とする障害福祉サービスを提供できる体制を構築するため、以下の目標を設定します。

市職員が障害福祉サービス等の各種研修に参加することで、制度に対する理解を深めます。また、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を各事業所と共有し、請求の過誤をなくすよう取組みます。

表 30. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	単位
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数		3	3	3	回
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	実施の有無	有	有	有	—
	実施回数	6	6	6	回

(5) 発達障害者に対する支援

発達障害の特性を理解し、必要な知識等を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講を通して人材育成に努め、発達障害者及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

各種研修や講習等の案内やピアサポート活動の情報提供を行います。

表 31. 発達障害者に対する支援

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	単位
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	1	1	人
ペアレントメンターの人数	1	1	1	人
ピアサポートの活動への参加人数	1	1	1	人

6 相談支援の提供体制の確保に係る目標

相談支援については、次のとおり目標を設定します。

(1) 計画相談支援

計画相談支援とは、障害福祉サービスを利用する全ての人を対象に、障害福祉サービスの支給決定時又は支給決定の変更時前後に障害福祉サービス利用計画を作成するサービスと、一定の期間ごとに障害福祉サービス等の利用状況のモニタリングを行うサービスとを併せたサービスです。

計画相談支援については、計画相談支援の利用者数、モニタリングの利用者数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

表 3 2. 計画相談支援の必要量の見込み

区分	基準	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (11 月末)	単位
計画相談 支援	実人数	20	19	20	人 —— 月
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
		20	20	20	

※ 令和 3 年度～令和 5 年度は実績数値、令和 6 年度～令和 8 年度は見込数値。

(2) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和 8 年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、以下の取組について目標を設定します。

地域の各事業所との情報共有等を行いながら、地域の相談支援体制が円滑に機能するよう、必要な支援を行います。

表 3 3. 相談支援体制の充実・強化のための取組

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	単位
基幹相談支援センターの設置	0	0	有	—
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	1	回
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0	0	1	回
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	1	回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	0	0	1	回

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0	0	1	人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	8	8	8	回
事例検討に参加する事業者・機関数	4	4	4	者
協議会の専門部会の設置数	1	1	1	—
専門部会の実施回数	12	12	12	回

(3) 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援とは、入所施設や精神科病院から地域生活に移行するにあたり、住居の確保や障害福祉サービスの利用についての相談や同行支援を行うサービスです。

地域定着支援とは、入所施設や精神科病院からの退所や退院、家族との同居から1人暮らしに移行した障がいがある人に、常時連絡できる体制を確保し、緊急事態等における相談に対応するサービスです。

地域移行支援及び地域定着支援については、岩手県で行った「施設入所者の地域移行希望等調査」の結果を参考に、「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の(1)による施設入所者の地域生活への移行者数（3年で2人の移行を目標とする。）や入院中の精神障がいがある人のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる人の数（年0人程度）等を勘案して、目標を設定します。

表34. 地域移行支援・地域定着支援の必要量の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
地域移行 支援	実人数	0	0	0	人
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		0	1	1	
区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
地域定着 支援	実人数	0	0	0	人
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		0	1	1	

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値、令和6年度～令和8年度は見込数値。

7 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条により、市町村が実施主体となり、地域の社会資源の活用及び利用状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施する事業であり、本市では、国で示した地域生活支援事業実施要綱に基づき、岩手県と連携しながら事業を実施していきます。

事業内容の拡大や現在実施していない事業については、サービス事業者や関係団体と協議しながら、市単独あるいは気仙圏域での事業実施、拡大の方策等についての検討を進めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいがある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障がいがある人等に対する理解を深めるため、地域の住民に対し、次の研修や啓発を行います。

○ 陸前高田市福祉ふれあい交流会の開催

講演会の開催や障がい福祉施設等において、障がいがある人と交流する機会を提供することにより、障がいについての理解を深める。

表35. 理解促進研修・啓発事業の実施の有無

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		有	有	有

※ 令和3年度～令和5年度は実績、令和6年度～令和8年度は見込み。

(2) 自発的活動支援事業

障がいがある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がいがある人やその家族又はその地域の住民等による地域における自発的な取組に対し、次の支援を行います。

ア 自発的活動支援事業費補助金の交付

障がいがある人やその家族又はその地域の住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等）に対し、最大5万円の補助金を交付します。

イ 各障がい当事者団体等への補助金の交付

障がい当事者又はその支援者を中心に構成される団体が行う活動に対し、補助金を交付します。

表36. 自発的活動支援事業の実施の有無

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		有	有	有

※ 令和3年度～令和5年度は実績、令和6年度～令和8年度は見込み。

(3) 相談支援事業

障がいがある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行います。

障がいがある人が適切に障害福祉サービスを利用するためには、サービス等利用計画の作成やケアマネジメント、関係機関との連絡調整を行う必要があるため、相談支援事業の周知及び利用の促進を図るとともに、相談支援体制の整備に努めます。

なお、相談支援事業では、次の事業を行います。

ア 障害者相談支援事業

障がいがある人からの相談に応じます。本市では、社会福祉法人に委託して事業を行います。

イ 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいがある人等に対し、入居に必要な支援を行います。本市では、社会福祉法人に委託して事業を行います。

相談件数については、地域移行支援の状況やこれまでの実績を鑑みて、相談件数の見込みを設定します。

ウ 基幹相談支援センター事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を検討します。

なお、本市では、当該事業として相談支援機能強化事業を行っており、相談支援事業者等に対する専門的な指導や助言等に関する業務について、社会福祉法人に委託して事業を行います。

表 3 7 . 相談支援事業の見込み

区分	基準	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業	—	—	—	—	—	—	—
障害者 相談支援事業	実施 箇所数	3	3	3	3	3	3
住宅入居等支 援事業	有無	有	有	有	有	有	有
	相談 件数	8	19	48	15	15	15
基幹相談支援 センター事業	有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援 センター等機 能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値。(令和5年度は11月末現在)。

令和6年度～令和8年度は見込み。

- (4) 成年後見制度に関する事業
成年後見制度に関する事業として、次の事業を行います。

ア 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる、補助を受けなければ当該制度の利用が困難であると認められる知的障がいがある人又は精神障がいがある人に対し、成年後見制度の利用に要する経費の全部又は一部を支援します。

第6期計画期間の実績では、この事業を利用した人はいませんでした。第7期計画では、普及啓発活動が続けることで、利用者1人を見込んでいます。

イ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

ウ 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用の促進と、制度を理解するための啓発を行います。本市では、社会福祉法人に委託して事業を行います。

表38. 成年後見制度に関する事業の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	相談件数	0	0	0	0	0	1
	費用補助件数	0	0	0	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値。(令和5年度は11月末現在)。
令和6年度～令和8年度は見込み。

(5) 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

手話通訳等に関する事業として、次の事業を行います。

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいがある人等とその他の人との意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。令和4年度の手話通訳者の派遣は、利用者6人、のべ件数46件でした。

手話通訳者がいないことによって派遣申請を却下した経緯はこれまでないこと、手話奉仕員登録数の増加等、実績を踏まえた見込みとしています。

イ 手話通訳者設置事業

アの手話通訳者派遣事業を円滑に行うために、市に手話通訳者（手話通訳士及び手話奉仕員を含む。）を設置することを検討します。

ウ 手話奉仕員養成研修事業

アの手話通訳者派遣事業を円滑に行うために、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成します。

手話奉仕員養成講座は、これまで入門課程1回と基礎課程1回を1年ごとに交互で実施してきましたが、平成30年度からは入門課程と基礎課程を1年間で開催しています。令和6年度からは、手話奉仕員養成講座のカリキュラム変更があるため、開催方法の検討が必要ですが、参加者は課程ごとに3人程度を見込んでいます。

入門課程と基礎課程を修了した人には、意思疎通支援者（通訳者として派遣できる者）として市に登録するかどうかの意思確認を行います。

意思疎通支援者となって登録される人は、入門課程・基礎課程とも修了した人のうち、1人程度を見込んでいます。

表39. 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	—	—	—	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	調整担当者数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	4	6	4	5	5	5
	利用件数	40	46	36	40	40	40
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数	1	5	7	3	3	3
	手話奉仕員登録数	0	3	0	1	1	1

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値。（令和5年度は11月末現在）。
令和5年度～令和8年度は見込み。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいがある人等に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

日常生活用具の給付又は貸与については、これまでの実績により、件数を見込んでいます。

表 4 0 . 日常生活用具の給付及び貸与の見込み

区分	基準	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活用具 給付等事業	—	—	—	—	—	—	—
介護・訓練 支援用具	給付件数	0	2	0	3	3	3
	貸与件数	0	0	0	0	0	0
自立生活 支援用具	給付件数	2	4	5	4	4	4
	貸与件数	0	0	0	0	0	0
在宅療養 等支援用具	給付件数	16	6	1	4	4	4
	貸与件数	0	0	0	0	0	0
情報・意思 疎通支援用具	給付件数	2	4	0	2	2	2
	貸与件数	0	0	0	0	0	0
排泄管理 支援用具	給付件数	444	481	314	440	440	440
	貸与件数	0	0	0	0	0	0
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	0	0	0	1	1	1
	貸与件数	0	0	0	0	0	0

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値。(令和5年度は11月末現在)。
令和5年度～令和8年度は見込み。

(7) 移動支援事業

移動支援事業として、次の事業を行います。

ア 移動支援事業・個別型

移動する際に支援が必要な障がいがある人に対し、マンツーマンによる支援を行います。今後もこれまでの実績に基づいた利用を見込んでいます。

イ 移動支援事業・グループ型

移動する際に支援が必要な障がいがある人4人までのグループに1人の支援者がついて支援を行います。これまでの実績に基づいた利用を見込みます。

ウ 移動支援事業・車両移送型

移動に支援が必要な障がいがある人に対し、車両での移送による支援を行います。社会福祉法人において事業を実施しており、実績に基づいた利用を見込んでいます。

表 4 1 . 移動支援事業の見込み

区分		基準	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動 支援 事業	個別型	実人数	9	9	9	9	9	9
		延べ利用 時間数	493	406	291	390	390	390
	グループ 型	実人数	0	0	0	0	0	0
		件数	0	0	0	0	0	0
		延べ利用 時間数	0	0	0	0	0	0
	車 両 移 送 型	実人数	268	297	311	300	300	300
		件数	2,283	2,288	1,414	2,300	2,300	2,300
		延べ利用 時間数	—	—	—	—	—	—

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値。(令和5年度は11月末現在)。
令和5年度～令和8年度は見込み。

- (8) 地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業
地域活動支援センターに関する事業として、次の事業を行います。

ア 地域活動支援センター事業（基本事業）

地域活動支援センターでは、障がいがある人等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

本市には、基本（基礎的）事業のみを行う地域活動支援センター（機能強化されていないセンター）はありません。

今後も基本事業のみを行う地域活動支援センターは設置されない見込みです。

イ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの基本事業に加え、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型とされる機能強化事業を実施する地域活動支援センターの運営費等に対し、補助金等を交付します。

本市には機能が強化された地域活動支援センターはありませんが、近隣市町村の地域活動支援センターのうち本市の障がいがある人等が通っているセンターには、その運営費等に対し補助金を交付又は利用料を助成しています。

地域活動支援センターについては、当面は他市町村の事業所を利用し、自立支援給付の就労継続支援と組み合わせながら、地域移行を目指している障がいがある人について、利用を促進していくこととします。

表 4 2. 地域活動支援センター事業及び機能強化事業の見込み

基準	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
本市の事業所数	0	0	0	0	0	0
本市事業所の 利用者数	0	0	0	0	0	0
他市町村 利用事業所数	1	1	1	1	1	1
他市町村 利用者数Ⅰ型	16	17	14	15	16	17
他市町村 利用者数Ⅱ型	0	0	0	0	0	0
他市町村 利用者数Ⅲ型	0	0	0	0	0	0

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値。（令和5年度は11月末現在）。
令和5年度～令和8年度は見込み。

(9) 日常生活支援事業

日常生活支援に関する事業として、次の事業を行います。

ア 訪問入浴サービス事業

看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障がいがある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

今後もこれまでの実績に基づいた利用を見込んでいます。

イ 生活訓練等事業

障がいがある人等に対して、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。これまでは、社会福祉法人に委託し、料理教室を行っております。

今後もこれまでの実績に基づいた利用を見込んでいます。

ウ 日中一時支援事業

日中において、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がいがある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

令和6年度からは、コロナ禍前の利用実績の数値に戻ることを目標としています。また、今後の利用者の増加分を見込んだ目標を設定しています。

エ その他日常支援事業

(7) 在宅訪問音楽療法事業

障がいがある人の機能回復、体力増強、余暇等に資すること及び創作的活動に対する意欲を助長するため、在宅訪問により音楽療法サービスを提供します。

今後もこれまでの実績に基づいた利用を見込んでいます。

(4) 在宅訪問健康診査等事業

障がいがある人の健康管理を支援するため、在宅訪問により健康診査を行います。また、必要に応じて、障がいがある人を介護する人に対して、介護等に関する指導、助言及び相談を行います。

この事業は利用実績がありませんが、今後の利用を見込んだ目標を設定しています。

表 4 3 . 日常生活支援事業の見込み

区分	基準	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴 サービス	実施 箇所数	1	1	2	2	2	2
	実人数	3	3	4	4	4	4
	利用日数	69	133	91	135	135	135
生活訓練等	実施 箇所数	1	1	1	1	1	1
	のべ人数	31	13	28	30	30	30
日中一時 支援	実施 箇所数	4	4	3	3	3	3
	実人数	14	11	11	12	12	13
	利用日数	988	983	948	1,200	1,200	1,250
在宅訪問 音楽療法	実施 箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人数	1	1	1	1	1	2
在宅訪問 健康診査	実施 箇所数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0

※ 令和3年度～令和5年度は実績数値。(令和5年度は11月末現在)。
令和6年度～令和8年度は見込み。

(10) 社会参加支援事業

社会参加支援に関する事業として、次の事業を行います。

ア レクリエーション活動等事業

障がいがある人等の体力増強、交流、余暇等充実した生活のため、各種スポーツ教室やレクリエーション教室、障がい者スポーツ大会を開催します。

気仙圏域において身体障がい者スポーツ交流会や太陽の子等のつどいが開催されるため、市独自の企画は行っておりませんが、必要により適切に対応していきます。

イ 文化芸術活動振興事業

障がいがある人等の文化芸術活動を振興するため、障がいがある人等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供します。

気仙圏域において障がい者作品展が開催されるため、市独自の企画は行っておりませんが、必要により適切に対応していきます。

ウ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいがある人等のために、点訳、音声訳その他障がいがある人等にわかりやすい方法により、市の広報などを提供します。

本市では「声の広報」として市の広報を音声訳したCDを必要な方に配付及び貸出ししております。

その他広報以外の冊子やリーフレット、ビラ等についても、要望があり次第適切に対応していきます。

エ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいがある人が自動車運転免許を取得する場合や障がいがある人が乗降しやすいように自動車を改造する場合について、その費用を助成します。

当該事業については、これまでの実績から、運転免許取得については年に1件程度、改造についても年に1件程度を見込んでいます。

表 4 4. 社会参加支援事業の見込み

区分	基準	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
レクリエーション活動等事業	有無	有	有	有	有	有	有
文化芸術活動振興事業	有無	有	有	有	有	有	有
点字・声の 広報等発行 事業	実施 箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人数	11	11	11	11	12	13
	広報件数 (音声)	22	24	15	24	24	24
	冊子等件数 (音声)	0	0	0	1	1	1
	リーフレット等件数 (音声)	0	0	0	1	1	1
	ピラ等件数 (音声)	0	0	0	1	1	1
自動車運転 免許取得 ・改造助成	実施 箇所数	1	1	1	1	1	1
	免許取得費 助成件数	1	0	0	1	1	1
	改造費 助成件数	0	0	0	1	1	1

※ 令和3年度～令和5年度は実績。(令和5年度は11月末現在)。
令和5年度～令和8年度は見込み。

(11) 権利擁護支援事業

権利擁護支援に関する事業として、次の事業を行います。

ア 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいがある人等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する人又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

(7) 虐待発生時の対応のための体制整備

「陸前高田市障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待に関する実態調査を行い、虐待を未然に防止できる体制を検討します。併せて虐待発生時の対応を行います。

(8) 障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

年1回、虐待についての研修を行います。

(9) 専門性の強化

年1回、虐待についての研修を行います。

(10) 関係機関の連携協力

障がいのある人に限らず、児童、配偶者、高齢者など、関係機関との連携に努めます。

(11) 普及啓発

虐待防止グッズ(ポケットティッシュなど)を作成し、虐待の防止に努めます。

(12) その他地域の実情に応じて実施する事業

上記以外の事業についても、必要により適切に対応していきます。

(12) 就業・就労支援事業

就業・就労支援に関する事業として、次の事業を行います。

ア 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人（ただし障がい福祉サービス利用者負担額の生じない人）に対し、更生訓練費を給付します。

更生訓練費の給付については、就労移行支援及び自立訓練の利用者を基に見込量を設定します。実績がないため今後の見込みも0件としていますが、制度広報等に努め、必要により適切に対応していきます。

イ 知的障がい者職親委託事業

知的障がいがある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に知的障がいがある人を預け、生活指導や技術習得訓練等を行います。

本市では、職親として登録されている人はいるものの、この事業を利用している知的障がいがある人は今のところいないため、今後の見込みも0件としていますが、制度広報等に努め、必要により適切に対応していきます。

ウ その他就業・就労支援事業

(7) 施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人（ただし障がい福祉サービス利用者負担額の生じない人）に対し、施設入所者就職支度金を給付します。

施設入所者就職支度金の給付については、就労移行支援及び自立訓練の利用者を基に見込量を設定します。実績がないため今後の見込みも0件としていますが、制度広報等に努め、必要により適切に対応していきます。

表 4 5 . 更生訓練費等の見込み

区分	基準	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
更生訓練費	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	給付件数	0	0	0	0	0	0
知的障がい 者職親委託	職親数	1	1	1	1	1	1
	委託件数	0	0	0	0	0	0
施設入所者 就職支度金	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	給付件数	0	0	0	0	0	0

※ 令和3年度～令和5年度は実績。（令和5年度は11月末現在）。
令和5年度～令和8年度は見込み。

(13) 障害支援区分認定等事務

障害福祉サービスの円滑な利用を促進するための事務として、障害支援区分の認定等の事務を行います。

障害支援区分認定等事務では、区分判定の基礎資料となる調査票を作成するための認定調査、同じく区分判定の基礎資料となる医師意見書の作成、障害支援区分を判定するための市町村審査会の運営などの事務を行います。

8 障がい児支援の提供体制の確保に係る目標

(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

また、同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(2) 障がい児通所支援及び障害児入所支援の整備

障がい児通所・入所支援について、障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な地域で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要とされています。

また、これらは、質の高い専門的な発達支援を行う機関であり、常に支援の質の向上や支援内容の適正化を図る必要があります。児童発達支援センターについては令和8年度末までに市又は圏域において面的整備において実施体制を構築するよう努めます。

ア 児童発達支援（対象：6歳までの未就学児）

児童発達支援とは、未就学の障がいがある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービスです。

児童発達支援については、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数（22人）、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数（0人）、平均的な1人あたりの利用量（月2.7日程度）等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

表46. 児童発達支援の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
児童発達 支援	サービス量	81	61	43	人日分 ——— 人
		26	23	19	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	62	62	62		
	23	23	23		
	実人数				

※ 令和3～令和5年度は実績数値、令和6～8年度は見込数値。

※ 人日分＝（月間利用人数）×（1人1月あたりの平均利用日数）

イ 医療型児童発達支援（対象：18歳未満の児童）

医療型児童発達支援とは、肢体が不自由である子どもに対し、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

医療型児童発達支援については、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

なお、医療型児童発達支援については、当該計画策定段階において当該事業を利用している人がいないことから今回の見込量は0としますが、必要により適切に対応していきます。

表47. 医療型児童発達支援の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
医療型 児童発達 支援	サービス量	0	0	0	人日分 ——— 人
		0	0	0	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	0	0	0		
	0	0	0		
	実人数				

※ 令和3～令和5年度は実績数値、令和6～8年度は見込数値。

※ 人日分＝（月間利用人数）×（1人1月あたりの平均利用日数）

ウ 放課後等デイサービス（対象：6歳～18歳までの就学児）

放課後等デイサービスとは、就学中の障がいがある子どもに対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。

放課後等デイサービスについては、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の実績数（31人）、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、放課後児童クラブ等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人あたりの利用量（月13日程度）等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

表48. 放課後等デイサービスの見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
放課後等 デイ サービス	サービス量	354	309	311	人日分 ————— 人
		26	24	28	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	325	325	325		
	26	26	26		
	実人数				

※ 令和3～令和5年度は実績数値、令和6～8年度は見込数値。

※ 人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

エ 保育所等訪問支援（対象：6歳までの保育所等入所児）

保育所等訪問支援とは、障がい児施設等の児童指導員や専門職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行い、地域における育ちの場での支援に協力できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るためのサービスです。

令和8年度末までに市町村において、利用できる体制を整備することとされているため、面的整備において実施体制を構築するよう努めます。

保育所等訪問支援については、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、児童発達支援等の利用状況、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

なお、保育所等訪問支援については、計画策定段階において当該事業を利用している人がいないことから今回の見込量は0としますが、必要により適切に対応していきます。

表49. 保育所等訪問支援の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
保育所等 訪問支援	サービス量	0	0	0	人日分 ————— 人
		0	0	0	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	0	0	0		
	0	0	0		
	実人数				

※ 令和3～令和5年度は実績数値、令和6～8年度は見込数値。

※ 人日分＝（月間利用人数）×（1人1月あたりの平均利用日数）

オ 居宅訪問型児童発達支援（対象：18歳未満の児童）

居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障がい等がある子どもに対し、通所により児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な場合に、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

居宅訪問型児童発達支援については、地域における重度障がい児の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、居宅訪問型保育事業の利用状況、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

なお、居宅訪問型児童発達支援については、計画策定段階において当該事業を利用している人が見込まれないことから今回の見込量は0としますが、必要により適切に対応していきます。

表50. 居宅訪問型児童発達支援の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
居宅訪問 型児童発 達支援	サービス量	0	0	0	人日分 ——— 人
		0	0	0	
	——— 実人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	

※ 令和3～令和5年度は実績数値、令和6～8年度は見込数値。

※ 人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

カ 障害児入所施設（対象：18歳未満の児童）

障害児入所施設とは、障がいがある子どもを入所させて、日常生活の指導や自活に必要な技能や知識の習得を支援する施設です。

日常生活能力の向上や社会参加活動への支援を行う「福祉型」と、併せて疾病の治療を行う「医療型」があります。

障害児入所施設については、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、児童相談所への相談状況、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

なお、障害児入所施設については、当該計画策定段階において当該事業を利用している人がいないことから今回の見込量は0としますが、必要により適切に対応していきます。

表51. 障害児入所施設の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
障害児 入所施設	サービス量	0	0	0	人日分 ——— 人
		0	0	0	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	0	0	0		
	0	0	0		
	実人数				

※ 令和3～令和5年度は実績数値、令和6～8年度は見込数値。

※ 人日分 = (月間利用人数) × (1人1月あたりの平均利用日数)

(3) 障がい児相談支援等（対象：18歳未満の児童）

ア 障がい児相談支援の整備

障がい児相談支援とは、障がいがある子どもが児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

障がい児相談支援については、障がい児通所支援の利用児童数（53人）等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

表52. 障がい児相談支援の見込み

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
障がい児 相談支援	実人数	21	18	17	人
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		19	19	19	

※ 令和3～令和5年度は実績数値、令和6～8年度は見込数値。

イ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
（対象：18歳未満の児童）

障がい児相談支援事業所等に対して研修を行ったり、医療的ケア児等への支援を総合調整する者（コーディネーター）の人材の養成を行うものです。

医療的ケア児コーディネーターについては、令和5年度の配置実績等を勘案して、今後についても継続した見込みを設定します。

表53. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの育成

区分	基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末)	単位
医療的ケア 児のコーデ ィネーター	実人数	0	0	4	人
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		4	4	4	

※ 令和3～令和5年度は実績数値、令和6～8年度は見込数値。

(4) その他障がい児支援のための計画的な基盤整備

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては、当該施設を障がいがある子どもの障がいの重度化、重複化及び多様化に対応する専門的機能の強化を図るための中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等との緊密な連携と、障がいがある子どもへの支援の体制整備を図る必要があるとされています。児童発達支援センターは、令和8年度末までに市又は圏域において面的整備において実施体制を構築するよう努めるとともに、保育所等訪問支援の体制整備においても、令和8年度末までに市又は圏域において面的整備による実施体制を構築するよう努めます。

イ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスの確保

重症心身障がい児が、身近な地域で支援を受けられるよう、市又は圏域において少なくとも1箇所以上整備することとされています。本市においては圏域で1箇所の放課後等デイサービスが設置されています。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を市町村若しくは圏域で設置することが基本とされています。本市においては、気仙地区自立支援協議会を協議の場として位置づけ、推進していくとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを今後も継続して配置します。

エ 子育て支援に係る施策との連携

障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策と緊密な連携を図る必要があります。

また、障がいがある子どもの早期発見及び支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、障がいがある子どもの支援を担当する部署と保育所や認定子ども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援担当部署との連携体制が確保される必要があります。

これらの連携体制については、今後もより緊密に連携できるように努めます。

オ 地域支援体制の整備

障がい児入所施設についても同様に、当該施設を専門的機能の強化を図るための中核的支援施設として位置づけ、地域において、虐待を受けた障がいがある子ども等への対応を含め様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担う必要があるとされています。その中でも特に、短期入所や親子入所等の実施体制が構築されることが望ましいとされています。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村若しくは圏域において、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして要請された相談支援専門員等を配置し、支援の利用や、総合的・包括的な支援の提供につなげる体制が整備されるよう努めます。

カ 教育との連携

障がいがある子どもへの支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、

障がいがある子どもの支援を担当する部署と教育委員会等との連携体制が確保される必要があります。

これらの連携体制については、今後もより緊密に連携できるよう努めます。

キ 特別な支援が必要な障がいがある児童に対する支援体制の整備

重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な障がいがある子どもに対する支援の基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図る必要があります。

また、虐待を受けた障がいがある子ども等に対して、障がい児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供し、障がいがある子どもの状況等に応じたきめ細やかな支援を行う体制の構築を図る必要があります。

このことから、支援体制が構築できるように検討していきます。

ク 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、適切な教育が受けられるよう関係機関との連携に努めます。

ケ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の整備

強度行動障害を有する障害児について、管内の特別支援学校や障害福祉サービス事業者等と連携し、支援を必要とする者の把握、及び課題の把握に努めます。

資 料

- 資料 1 障がいに関する法律等について
- 資料 2 障がいに関する用語等について
- 資料 3 気仙圏域障がい者自立支援協議会について
- 資料 4 計画策定のためのワーキンググループについて
- 資料 5 陸前高田市障がい福祉施策推進協議会委員

資料1 障がいに関係する法律等について

1 発達障害者支援法

平成16年4月に発達障害者支援法が施行され、これまで法や制度の谷間で十分な対応がなされてこなかった発達障がい者に対する支援が法的に明確化されました。

2 障害者権利条約

平成18年12月には第61回国際連合総会において障害者権利条約が採択され、平成19年9月には、わが国でも同条約に署名しました。

この条約は、全ての人に保障されている普遍的な人権を、障がいがあるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものです。

わが国においても、この権利条約の批准に向け、障がい者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月より、障がい者制度改革推進本部のもとで、障がい者が過半数を占める障がい者制度改革推進会議が開催されました。この推進会議において、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別禁止法の制定等の制度改革に向けた検討が行われるなど、権利条約の批准に向けた準備が進められました。

3 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、障がい者に対する虐待の禁止や防止等に関する施策を行い、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がい者の人権を守ることが規定されました。

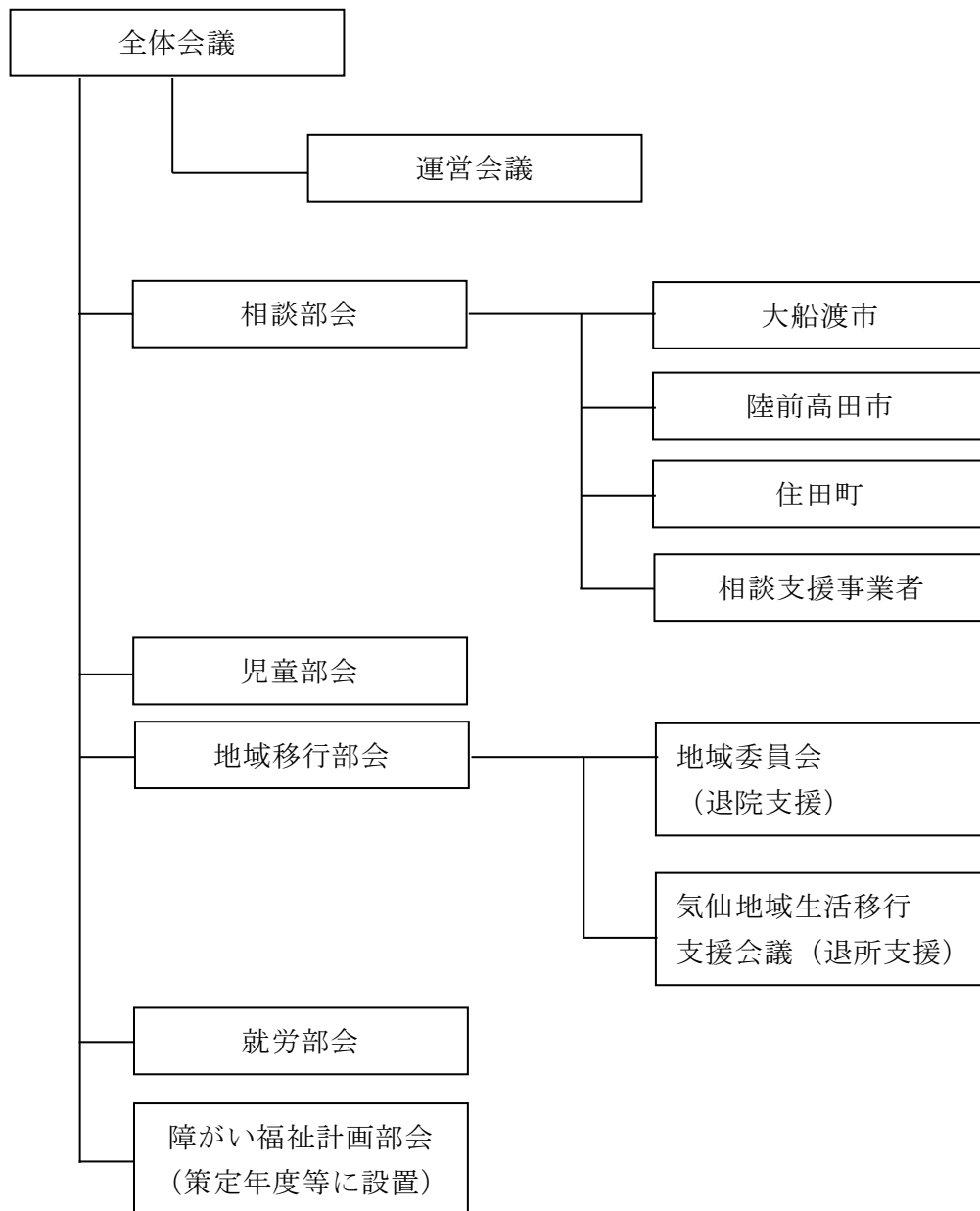
4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月には、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月から施行されました。

資料2 障がいに関する用語等について

用語等	意味
ケアマネジメント	<p>利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステムのこと。</p>
ノーマライゼーション	<p>1960年代に北欧から始まった障がい者福祉をめぐる社会理念のひとつ。 障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。</p>
バリアフリー	<p>社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態。</p>
療育	<p>障がいがある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。</p>
ユニバーサルデザイン	<p>文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）</p>

資料3 気仙圏域障がい者自立支援協議会について



全体会議は年に2回程度開催されており、各部会については部会長を中心に取組を行っています。

資料4 計画策定のためのワーキンググループについて

計画策定のためのワーキンググループを設け、重点施策ごとの検討を行いました。ワーキンググループ委員は、陸前高田市障がい福祉施策推進協議会の兼務委員と障がい当事者7人を含む29人です。

WG1 重点施策1：地域共生社会の実現と、当事者参画推進体制の構築

No.	所 属	役 職	氏 名
1	相談支援事業所 さんさん	相談支援専門員	千葉昭郎
2	陸前高田市 障がい福祉施策推進協議会	委員	井筒雄一朗
3	あすなろホーム		村上 茂
4	(当事者グループ) おあしす・ばでい	代表	佐々木和幸
5	ひかみの園	園長	吉田和正
6	陸前高田市 政策推進室	主事	菅野文博

WG2 重点施策2：地域を支える仕組みづくり

No.	所 属	役 職	氏 名
1	陸前高田市社会福祉協議会	在宅福祉部門 主事	菅野里美
2	陸前高田市社会福祉協議会	地域福祉部門 主事	松本崇史
3	チャレンジドまちかど相談室 リンク	主任相談支援 専門員	鈴木志保
4	陸前高田市 障がい福祉施策推進協議会	委員	吉田正幸
5	陸前高田市 地域包括支援センター	保健師	千葉春香
6	相談支援事業所 さんさん	相談支援専門員	金野さやか
7	地域活動支援センター星雲 相談室	相談支援専門員	菅野利恵子

WG3 重点施策3：子ども・子育て支援体制の確立

No.	所 属	役 職	氏 名
1	地域活動支援センター星雲 相談室	所長	戸羽幸枝
2	ふれあい教室	児童発達支援 管理責任者	前田貴子
3	岩手県立気仙光陵支援学校	副校長	菅原雅美
4	一般社団法人 Piece of happiness あふたーすくーる・すてっぷ	管理者	石川真美
5	多機能型支援施設 アップル	児童発達支援 管理責任者	佐々木幸隆
6	陸前高田市保育会	会長 (竹駒保育園 園長)	佐藤和美
7	陸前高田市 障がい福祉施策推進協議会	委員	田崎 實
8	陸前高田市 学校教育課	指導主事	芳門淳一
9	陸前高田市 子ども未来課	主事	上部裕子

WG4 重点施策4：就労支援体制の確立

No.	所 属	役 職	氏 名
1	青松館	館長	菅野好子
2	岩手県視覚障害者福祉協会 大船渡支部	支部長	田澤博崇
3	青松館		鈴木エミリーアンチョ
4	作業所きらり		平田宣恵
5	一般社団法人 スナフキン・アンサンブル	代表理事	石井優太
6	大船渡公共職業安定所	職業指導官	小向玄晟
7	気仙障がい者就業・生活支援セ ンター	主任就業支援 ワーカー	黄川田佳苗

資料6 陸前高田市障がい福祉施策推進協議会委員

令和6年2月29日現在

No.	所属	役職	氏名
会長	社会福祉法人燦々会 あすなろホーム	副施設長	千葉 昭 郎
副会長	社会福祉法人愛育会	ひかみの園 園長	吉 田 和 正
3	社会福祉法人愛育会	チャレンジドまちかど 相談室リンク 主任相談支援専門員	鈴木 志 保
4	当事者		井 筒 雄一朗
5	社会福祉法人大洋会	青松館 館長	菅 野 好 子
6	社会福祉法人大洋会	地域活動支援センター 星雲 所長	戸 羽 幸 枝
7	陸前高田市社会福祉協議会	在宅福祉部門 主事	菅 野 里 美
8	陸前高田市身体障害者協会	理事	吉 田 正 幸
9	岩手県視覚障害者福祉協会 大船渡支部	支部長	田 澤 博 崇
10	公募委員		田 崎 實

事務局：陸前高田市福祉部福祉課